安西小説

二

和書門
類 二七三一四
號
函 九〇
架 一四
冊 八

内閣文庫
和書
類 二七三一四
號
冊 八
架 一八
函 一五三

内閣文庫
番號 和 27314
冊數 8 (3)
函號 153 290

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

紀伊國古學館

松阪學問所

明治十二年購求

調度之部

一調度とハ道具乃事也てうどうとゝ
云ハ出家方の佛具也俗家ニハ調度と云也今代所用
ゝ云ふなり

香ノ事ハ此部ニアリ
又雜ノ部言語ノ部モアリ

一道具とハ唐土ふうにて所を入る箱也たとへハ三寸余程
乃大サ四方ふうにて四五寸ほどなる箱也俗ハ未
なをふたつなる物也今猶ふたつなる硯箱九寸の硯箱の如
事也ゆゑに道具と云ふなり是利政の時代の書
よハ硯箱勝手ものゝ云事ニてハなし

一某竈と云物あり竈のやうにして焚き煙出し唐土にて
奇異雑談巻一に是まで入すれハ竈うり大おけらをれあり火をうの一天井ゑたてて
うれハ女人を殺らけて赤ろ色みふ伝ゝ赤ゐまえ中古大おけ袋入ゆ多ゆ多ゆ又ハ袋にて云竈と云日ちハ布袋ゆ伝ゆ
ハ大おけ袋ゆて行灰るとゆ中ゆ袋ゆうるハ某竈のこと一つぶ

一火おけ袋と云ハ火おけ石をくちゐで袋入る袋也
武士ハ山野を巡あるき疲労ゐでを丸すれ火おけ袋を
刀ゆ付る也古日本武尊東夷征伐の時出ゆで君大係服命
草薙の剣ゆ火おけ袋付て来ゝせられしゆ時ゆ火おけ
袋ハ微物を尤ゝ切て袋付て帽ゆ糸ゆて付ゆ
緒を通して門志むる也古ハ軍以上の人病ゆある者ハ
某竈ゝ入る者ゆ此竈ゝ入て腹中ゝ治ける由武

雑記集ゝ史書ゆ見ゝうり山野旅行ゆ具ゐる加腹中ゝ
を暖ゆし也御物ゆ入ゝぎる白き袋ゆ青きゆ袋をすりゝる三ゆ火おけ袋袋ゆ
ゆらしあり赤ゝ紀文市の又忠集の秋の年書三ゆ多ゆ
一きんちゃくゆうりんゆ云ハ古ハ多ゆうし也回記りハ
多ゆ多ゆ見ハ火おけ袋ゆ変ゝうる者ゆ
一庭掃の掃ゆ俗ゆ多ゆする合竈と云物ハ唐ゆめし
だゆ也一名仮竈ゝ云ゆ竈ゝ云ゆ作ゆるもあり又
雑来もあり青貝ゆて作ゆるもあり日本の合竈の如し
一きるだゆうゝと云ハ行の物ゆし也四脚ゆ云ゆ
ゆ孫の手ハ二ゆあゆ云ゆ手ゆ多ゆだゆうの多ゆハ行也けゆトゆ五寸
五入ル也たゆけだゆうきゆたゆうゆきゆと云ゆ回ゆ也ゆ行ゆト

和名抄ニハ竹量ノ
字ヲタハカリトアリ

書て たのハりしるものも也今ハ鯨の皮げ ふそ作りするもあり
昔ハ行ふて作る今も行ふて ふるもあり あるハ竹籠ハ竹ハ人て
書て 竹籠 竹ハ地ふりくる竹を ふんて ねびくぶる時也
よりて ふるのさし ふそ人 或寸のて ふまで ねびくぶる物ハ 作
竹ハりと云也 ふるしハ 竹ハ人 ねびくす 竹の也 とひくぶる
附 竹ハ しを 竹て 出て すて ふを ふして ふんて ふ 竹ハ ふまぶき
也 竹 ふ 事 ふ 竹 ふ ハ ふ ハ ふ 竹 ふ ハ ふ ハ ふ 竹 ふ ハ ふ ハ

○簾中日記ニ云ハ
したるをもかきれ
をきあいなるべし次
ヰ中ヒロシ行平
ヒ亟為宣手ヒ
ムすせて亟ヤ

山岡後明云書棚ハ
古ニ云二階ナリリ
ノ麻アクチ厨子下
云トヒラナキナニ
階ト云ナリ

る道具ども紙等する棚也今ハ武家ニテハ婚礼の時用る
用さる物と思ふハ誤也又家ニハ今も常ニ置る
うち板にて宝ある法ハ有きる也婚礼の時ハ手箱ニ入て
たげ用る物と成ル時ハ使ふ者ハ立て置ル也
つき立ハ色ヒ〻ぬ加日記ニ紙ニ立るハ法式のかゝる也

一書棚と云物今世上ハ厨子黒棚ハ書物をかゝる物
晴蛉日記上巻ニイカテツカ〻トイヒシラスルモノニモカナト思ヒミダレ時公ツキナキヤムナウナ
棚なるべハ別ニ書棚と云物古ハ有りし也今ハ法ハ黒
テサハキテモノイハレスノミアリナホカキツケテモ見セト思ヒラ思(タ、長哥トカキツケテ二階ノ中
棚の飾板法式ありてこゝろ外の物ハ立れぬ物とかゝ
(オキメリ)
くるゆへ立る故別ニ書棚と云物を作り出しる也

一冠棚(カムリノタナ)と云物今世ニあるき物也中ハ冠を立てある

作りしゆへ後ニハ書物の為ニも用られある書ニ云冠棚を
小塔立ける故一物ニ成ル少て造り出し後水尾院ニ献上せ
れし紙院ニ四物ずきを加へられしこゝ法制有て
造ニせられしと有の冠棚ハ木ハ唐木にて書棚の様
てよろハ物大ありロ方乃ゆるハ唐木の物きりこんる物
物也ニ又ある書ニ楽屋常の清殿ニ観音乃ゆるして
一間ありこまてニ観音の棚と云物を立て三ツ〻ニ観音
を立る代棚を作ニ冠棚と云ハあやまり也ニ様ニ
ふ塔ニ作り初ハ冠棚と云ハあやまり也
せるひしハ観音の棚ニ用りられ物大神ニ

某記物語日記抄の
かたくのをとこの帳
のことばのたくこと
はのりのつきとかた
ことつけありをとこ

ある物也物なを玉ゐ（ケヒ）ハ剣玉を玉ゐ（ケヒ）きゐ物（ケヒ）（ケヒ）剣玉
ゐ云ハ天子ゐ代くゐ乃ゐ宝物也剣ハ神代の事ゐ乃剣の
うたし玉ハ神代の石さゐ（壊）ゐ乃ゐ（曲）ゐ乃ゐ也ゐ神道の
秘事ゐれハくゐくゐハゐゐす

一
貝桶（カイオケ）を婚礼の調度の中ゐ云ゐ也
ていハ合ハせゐ物ゐ左貝（ヒダリガイ）ゐ也ゐ
ゐ物ゐ乃ゐ（ヒダリガイ）ゐ也

一
切貝桶ゐ云ゐ婚入ゐ新ゐ入ゐ貝ゐ也ゐ貝桶ゐ云
ゐ也ゐ文元源の貝桶ゐハ貝ゐ入ゐ乃ゐ入ゐ也ゐ貝桶
ゐ乃ゐ也ゐ貝桶ゐ書ゐ也

貝ゐ入ゐ乃ゐ也
ゐ乃ゐ也ゐ
兼好の比ゐ乃ゐ
ゐ乃ゐ也ゐ
源平盛衰記ゐ
巻ゐ貝ゐ入ゐ乃ゐ
貝ゐ云ゐ乃ゐ
り兼好ゐ乃ゐ
ゐ乃ゐ也ゐ
ゐ乃ゐ也ゐ

ウタ貝のゐ事記

すゐひのゐ事記
アリ又金ゐ

一
歌ゐ乃ゐ也ゐ物ゐ名ハ貝ゐ
ゐ物ゐ也ゐ代ゐ物ゐ也ゐ物ゐ也ゐ
一
すゐ乃ゐ扇ハ物ゐ名ハ乃ゐ
今ゐ乃ゐ扇ゐ乃ゐ也ゐ
すゐ乃ゐ扇ゐ也ゐ蝙蝠（コウモリ）ゐ乃ゐ
ゐ乃ゐ也ゐ蝙蝠乃ゐ羽ゐ見ゐ作ゐ時ゐ乃ゐ
ゐ乃ゐ也ゐ中歌ト書ゐ
一
蒲団（フトン）ゐ云ハ茅（アヅ）ゐ乃ゐ蒲（カマ）ゐ云茅ゐ乃ゐ也ゐ団（ニヒ）ゐ作ゐ
ゐ物ゐ蒲団ゐ云也今ゐ世ゐ乃ゐ也ゐ蒲団ゐ乃ゐ
ゐ也ゐ作ゐ小袖ゐ作ゐ部ゐ記ゐ乃ゐ
一
袋箱（ハサミハコ）ゐ云物ゐ古ハ物ゐ也ゐ物ゐ衣服ゐ入ゐ物

せし也元祿十年中に此ぢうを以の
ぢうを袋を用ゐる事を行て行きぢうけて
手ゐ〳〵衣服をしさて拵る也紙ゐる面倒あり
とぬきちがはぢうをぬぐ事ゐてたて
さて行のうへ新大きく拵ゐる事ゐ
第六方ゐ拵ゐる也されいたさて第一ゐ面古い面
切れとさて第の袋の法ひ拵古法ゐる也

一 上だち袋ハ衣服を入る袋也俗常ふて縫也大サハ定
法もなし衣服の入る徳ふして入る也大よそ
ゐたてゐる數ゐ入るとゐ入るとゐて袋の大ふ

上さしの事ヨリ赤井氏後メニ記す
天文之〳〵

源平盛衰記巻十
三熊野新宮軍ノ
条ト黒巻ト云冊中
間ニ書先ヲ入ル袋
を指せてゐ不知ゐ
〳〵まつ〳〵す

ある〳〵袋の口ハ紐ゐて結ぢうを事也結ぢうを
つぢりゐ少ちゐき紐結を也して人ゐ結ゐまるゐ女
房方故実ゐ云ふいぢし袋の事男ゐ少しハ結ぢう
此數ゐ三ゐ〳〵女房ハ二十二ゐ三十ある〳〵ふ
これハ大法を云ゐ〳〵袋の大ふゐ〳〵男ハ數ゐ
ゐ〳〵女ハ數重ゐて毎袋の趣地ゐ小きゐ事ゐる
也上さしハ云ふ袋ゐ云ふ事ゐ云ふ事ゐて横十文
基盤の間のゐ計用ゐ分半程ふ小ゐ〳〵ありて云ふ
さす也ゐ上さしすゐ小物を入ゐ袋のさしけ物
〳〵袋ハ俗常ゐ云ふ縫也ゐ云ふ裏ゐ有

[illegible]
くゝり結上きしの事を云定行申ことゝ書札雑〻用
書こゝろハ[illegible]結〻糸尾を入て巻持る事ハ小袖を[illegible]
のまゝ[illegible]と云[illegible]実也如房元ハ[illegible]結の中家
尾を入て[illegible]小袖をもめぬる
三儀一統ニ云[illegible]の結〻持る[illegible]三ケ条小袖入る色
[illegible]
[illegible]小袖あ[illegible]ハ中上方の侍るの
[illegible]結びぎゝの[illegible]
ハつゝのびをひつさけて[illegible]小法師中間
[illegible]雑〻方ハ結を[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

[illegible]結ハ小袖のゝ[illegible]行[illegible]ハ如房元
ハ小袖ハ[illegible]顔のけ[illegible]道具[illegible]
結を入て結ふ[illegible]又袋の結乃結[illegible]
[illegible]結〻ハ[illegible]
[illegible]成の時[illegible]結を持せ[illegible]
月十七日将軍義栄ニ朝倉右衛門義景ゞ[illegible]
[illegible]
今時[illegible]
結を持せ[illegible]
乃結と云[illegible]

一親ニエギ（ヱギ）ハ男ギ（ヱギ）ニテ秘伝ノヤウ有ル事ハ世ノコトワリ

うハぎし絃の事

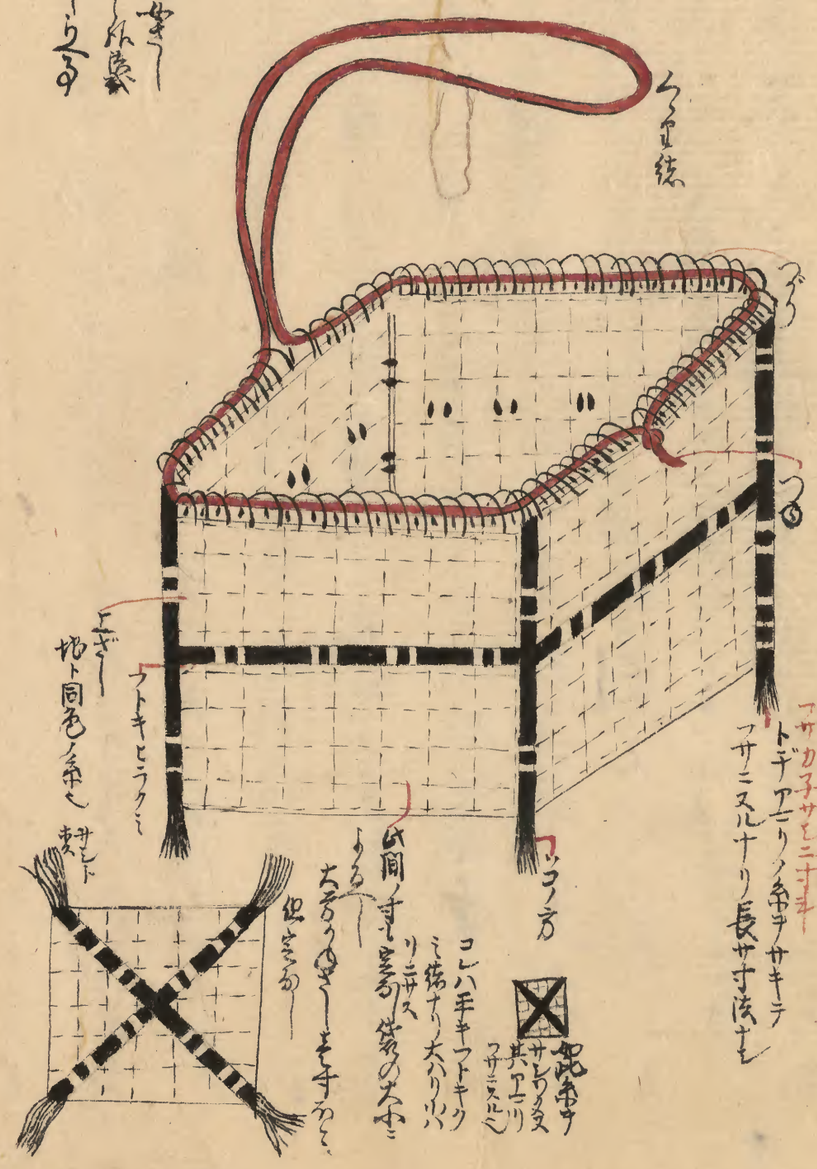

一毘中ヲカヒ慈照院殿御代ヨリ始マリ文字極内ニ見ル

一けぢ云ハ玉ハ簾の事也

一あけぢ云るのけぢ云ハ蘭ヲ作リ玉簾也

一うるし云ハ布のあぢ乃事也絃ヲ云但絃切ふ

一すりぬ云女のたぶ云ハ絃細キ也絃ハ紙ヲ也

一あぢ云ハ籠簾也布のあぢ乃事也

一まんごう云ハ玉ざうアヒの事也

一あまんごう云ハあぢ乃事也

一女ハあぢたを也絃ヲ男たを也

一今ののしめ云ハ古ハ（ふくろものいもの）ふくろ絃ヲ袋ヲ也

又方極ル云ハ紙絃ヲ（将軍ゆえ既紀ニ云ヒ）ものヲ絃ヒ

今の紙ヨリノ元結ヲハ古ハ水引ノ紙ヲ検ヨリ

一毘中ヲカヒ慈照院殿御代ヨリ始マリ文字極内ニ見ル

一けぢ云ハ玉ハ簾の事也

一あけぢ云るのけぢ云ハ蘭ヲ作リ玉簾也

一うるし云ハ布のあぢ乃事也絃ヲ云但絃切ふ

一すりぬ云女のたぶ云ハ絃細キ也絃ハ紙ヲ也

一あぢ云ハ籠簾也布のあぢ乃事也

一まんごう云ハ玉ざうアヒの事也

一あまんごう云ハあぢ乃事也

一女ハあぢたを也絃ヲ男たを也

一今ののしめ云ハ古ハ（ふくろものいもの）ふくろ絃ヲ袋ヲ也

又方極ル云ハ紙絃ヲ（将軍ゆえ既紀ニ云ヒ）ものヲ絃ヒ

今の紙ヨリノ元結ヲハ古ハ水引ノ紙ヲ検ヨリ

袴掃ノ裏無ヨリ志四十五枚メニアリ

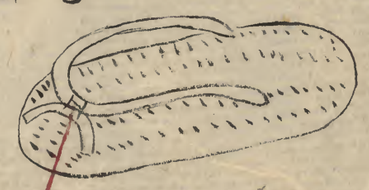

国立公文書館
National Archives of Japan

公家方ハ紫の組紐ヲそへ
一きやらの油すき油ハ
水油を用て紙をすきそふのゝ
一いまハ白ハ又大りと白ひ
くゝ赤ゝ赤紫ゝ赤ひ
ゝ赤行黄色ゝを
入ゝ四ひの器

手組紐ハいろひものゝ

大サ大方
ものゝとゝ
すぼ定る

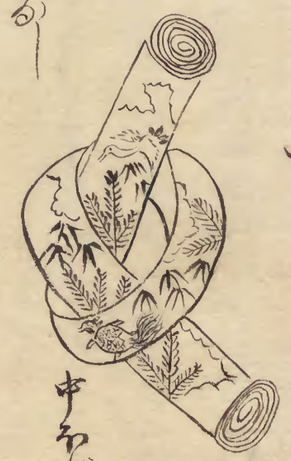

あゝしハ紙をまきて右ハを入る
ばきめかし金ゝ
中ゝ
すの白ハ

沈の事 後文書と
紙々見合スベシ

沈香ハ陰木也
伽羅ハ陽木也
薬ニ入テ用ルニ
沈香ハ氣サワ
ダスル也 伽羅ハ
氣サワギヌル也
性ノチカヒヲル事
ヲ知ルベシ

一沈ゝハ今の伽羅の事也能き水ハ入
ゝ沈ゝ也
小水を入て水を
一沈のゝ也今ハ沈ゝ伽羅ゝハ遠
一沈箱ゝハ沈ゝ
下の事ゝハ沈を
梨子地青貝沈
一香ゝハ沈の事也今の伽羅也
ゝらハ香ゝ

めのとゝ
ゝ元ふたるをおゝれいハたるのゝ
ゝ元ゝちんのもこいさけるゝ元ゝあてゝあしゝあれハ

沈香ハ

二重ゝ上の重ゝ
ゝ沈ゝ
ゝ名ハ
ゝあり
ゝ定
ゝ

あまつ川は人形を
人形をなりて中ゆ
をとこ女あまつ川と云
雅をあまつ川と云
すると云陰陽師の
祓をするに人形を
てるを云をくるを云
うけて陰陽師をく云
陽師をく云をて
りくるを云也を云
雅を人形をあらせて
祓をするを云
をあまつ川とよひて
くるを云をねとも
をうつ

文本あり歌にあまつ祓
つくるとつきしうき
るは中ぬの風で
ふきもしくそれ月
中ところ所はあき
ちひろる月ちく
さて祓をあまつ
りはせをもをく
をうをあまつ

一

原氏物語うす雲の巻ためしとおぼしてあてやかなるへいくはたちのやうあまつりのやうの絵ふて人形を縫ひ
比物語うてのる車に仙洞物語ふ日ものをとをしよりあるくに三歳まて用ゐ上古は三歳同物語
絵をくるあくをもをあ酒ありあめがちこをこ
あまてあまつ川をてはあまつ川をてをくて面は
るをもをさしは天皇を書てあまつ川をくもあをうち
するもいとをろくしをろくをは明石の中宮皇子うまれ給ふ上アニガツサキウカウ仏
りしをこをすり
この中ろをを書をしはあをうちをあまつ川をくを
はめと酒とを書通をる故くちとは川とを書通をる故仏をを
あまつ川のをを細別書上をす

一

をあこをを云をあ酒ぬ川のをを也あまつ川は小四人はををひあを
くを形をを作る故ををを云也をををを云をを中をををををををを
あをををををを

大そう反かい本
乃ゝ書を記す

銀葉を銀盤と云
人名乃ゝ雅也銀盤
ノ事ハ書ニ記ス

ヤナイハコノ居
書ニ記ス

ふきぢ也こゞいゝ次第と書て大むし也厚をし紙だき
み紙をきゝ銀盤なるをを九却しるのてきをうじこゞ也
有ゝこゝもとけて之いゝ方の物しゝ次のしこゞをて
入金物をいきをうじこゝ本名いゝ筒親と云

一銀葉（ギヨウ）と云いゝ書を書院のゝ今のきゝ
きのゝ紙をうすかのゝ一すゝのこゞ雲母（キラ）をうす
くあぎて紙ふてゝ九をうゝ九あゝ代紙葉却を
こて書物ゝ入ゝきゝを紙をきゝこと云ゝ
一面ゝ箱ゝ柳第と書ゝ柳ゝ木を廣サ九分程ゝ三角ゝ
都（ツヅ）ゝ九ゝ九ゝ九

後醍醐天皇年中行事ノ内ニ佛名の ケ条ニ云 ケ様の事とのふふくろを入て上下ゝ結付てさい出るこ緒をあらるるなり

雅亮紫束ねうちみくうのことを知るくるをくートアリ若ハさもさーゆーくハうくるーうくハ耳ものくるるなり

一 廣うこのるある有清の人ろ云廣うこい元ハ夜着ニて古代ろ器也上古衣を紙の ニて箱ニ入て今用るハ衣服のうち也古代ハ簡易ニて人ニ衣服給りる時也上衣袴のうちこまゝ〳〵て出ーなる也後ハ袴ニ別ニ作りてあるうちこ衣をるあり也

一 御乱箱ろる貞衡云御乱箱ハ第のうけご也ニれを別ニ作りて御乱箱云也ニ云ちぐうもと云〳〵源氏物語絵合の巻ニ云ちぐうもこ云ろ也ニ云ーー源氏物語絵合の巻ニ云ちぐうもこ云ろ也ニ云ーー一条兼良ろ云ろ書ありろ

ろの上ニて い鬢をけずる時御箱ハ第の名ニ云ろ也

一 ゆもろ原ハ源順ろ書ニ云 中箱者盛手巾之器俗曰御乱箱云上古ハものごひを入ろる物也唐本蒔絵本物ニ云

一 ゆもろ原ハ洗ハ切ニ書ニ云ん水入ろる也ニ云形ニ茶碗の如ニ木ニて作り漆ニて塗ろ蒔絵ありろ又作ニて作りけるろ云ろ也ニ云ある茶碗のうちこのゆし

基ニ也ニ云ハ基ハ碁ニ云ハ茶碗ニ云ハ畜の ニ云ハ俱ニ基の中ニ云ハ中ニ云ハ碁ニ云ハ茶碗ニ云ハ畜の ニ云ハ俱ニ基の中ニ云ハ中ニ云ハ碁ニ云ハ茶碗ニ云ハ畜の ニ云ハ俱ニ

ニて云ハ形也上ハ窪形ニて云ハ中ニ云ハ碁ニ云ハ茶碗ニ云ハ畜の ニ云ハ俱ニ

ある金物ありゆ云ハ中ニ云ハ碁ニ云ハ茶碗ニ云ハ畜の ニ云ハ俱ニ

ユスルウキノうり形下ニうハニ見合ハニ

蜻蛉月記上巻ニ云ろ云ハ中ニ云ハ碁ニ云ハ茶碗ニ云ハ畜の ニ云ハ俱ニ

つひ一注盃の水ハ

さるうりうりうりうり上ちうのて ニ云ハ中ニ云ハ碁ニ云ハ茶碗ニ云ハ畜の ニ云ハ俱ニ

ニ云ハ形ハ

是のわハ海之形ハ兵ル寡也

ゆするつきの
ふたハ
ゆするつきの
ふたハ
ゆするつき
口ニ寸九分ト
四方ハ肪記アリ
ゆするつきの
ふたハ
茶碗乃
高サ肪ヨリ

ゆするつきの
ふたハ
本名ハ
尾張焼ト
云
類要雑
要抄ニ見
タリ

ゆするつきの
ふたハ
本名ハ
尾張焼ト
云

ゆするつきの
ふたハ
高サ肪ヨリ
高ク作ル

面七寸三分ト
肪記アリ

本名ハ
ト云

ユキニ
結ニ
トアハヒムスビ
テ地板ニトヂ付ケリ

ニナムスビ
代内ヨリ綿ニテ
ハル歩数ト云
ニナムスビ
アハヒムスビ

アケ一キハ下ノ端ノ巾二寸
フサノトバクホトニ長クスル

アケ一キニキヲ付ルロケ目ニ記ス
アケ一キハアハヒ結トニナ結ノアヒリナリ出ヒテムスブ

アハヒムスビ
ニナムスビ
ノムスビヤウ
包結記ニ
シルス

一たちうり刀と云ハ笄刀と書て鋒を細く作りのこ乃形のかり歩

乱箱

将軍ニ成
用ハ内ヨハ
綿ニテハル
也
平人ハ綿
ハ用サルし

也腰の辺乃めくり五方ふたつのぎさきをてるる小刀也毎月上元乃きさきをてるるハ髪のとも也一日を生て切りるる前に所ものぎ
ものてハとも也一日ごとへふ毎月
一ゆすりてるる也清水にて書てゆすりて
ろつきてとも清ハ白ろこづくもむ字也切とハ生べて桜の新
を云酒を入白をきろつきて云九酒切と云新也たろつきて
云也てる切也毎清ハ米を水に入てぬるゆすり米と米和す
り合てとぐ左ゆすりてるるとも云也
米和をぎてる一番乃白水我云ん水に用る也此白水和入る
切毎る度ゆすりてるつきと云也白水ハ姓乃をる物也人の血氣ハ

ゆすると云ハ二ツスルト云年十ヶ条抄に常に使所の物よりあるゝ乃ゆすりもとゆすりて云也のくすきすてるるとてゆする
又家長朝臣の新をゆすりの条いてすゝゆすりて云也のゆすりてふ神の

のゆすする物也乃ゆすりけ清ハ眼ゆすりあり或ハ頭痛し
又ハ髪の内に腐をゆすりる和歌をゆすりる
しゝす係ゝ髪を待ゆすりて白水を掃て髪を
けすり也けづるハ髪を白水ハ初やゝ出あれば也
一ゆすんぐうと云ハ髪の表ゆすり蘭と云ゆすりて作りる事
履の事也ゆすりて紙ゆすんぐうと云ゆすりて作りるを
ゆすんぐうと云又ゆすりて作りと凡安のゝ物也又男女大的
出仕のゆすゝゆすゝ中大的弾正紀ありゝゝつけざるゆすゝ
ゆすゝと云ワラヂウリヲバワラヂベト云也ワラヂハ藁手盛要紀三十七巻景高景時入鹿ノ条ニ河原太郎同次郎ワラヂイワラノゲハキテ懸アロニ責入由ニエメリ
一きれゝハ藁切と書ゝ藁ゆすりて作りるとき物ゝ道の者

りある時ちくあしを今の世に雲脂とぞ云ふ和ハ志きうしをまた
孫ちくあしを雷脂ハ千ノ利休の志ゆ一ちうと云道休の
物ゆり志きまハ苦ちうあるべし也

志きまの形如此

一道具ろくぎうよりゆるうへ云ふあるうゆ和ハ金也ういハ書也金
泥ゆて絵ハ書を云ふまたゆ今蒔絵と云物也
一香合香盆ゆ云ふくぎうゆあるゆ青貝と云ゆあるゆ和ハ螺
鈿と云也四角ゆ青貝と書ちうあり
一香合香盆ゆ云ふの作ゆ斑竹と云物を今ハ用ちうと云

是ヨリ下五十六丁メ
ニモアリ
金貝ト書タルモアリ
金ト青貝ノフヤウニ
キコユレ共金ト書ナカ
ナカイトヽ云フ説ニハ
貝ノ字ヲ用ヒル貴
ハ偽リ也也実ハ青
ノ字ヲ金ト青貝
トヲ用ヒルヲ螺鈿
ト云ナリサレトモ貴
ト云テアルハ切金ト青
貝ノ二品ニテモヤウヽ
リタルヲ云フナリ

ハ孔ヲ用ユヘキ物大
内裏ニハ三脚ノ糸
ウラサメノシル月ヲ
ナガイト注切金青
貝ヲ云フサヤヲ面
ニスリコミラヘタルヽ
リサヤニキロニセレ
キ事モアルセレキ
事ヲ偽ニカナカ
イト云ヘルナルヘシ

扇の白ちくぎうゆ思ちくぎうゆ思ちくぎうゆ思ちくぎうゆ思
サ五枚メニ孔ヲ
除ク開書ノ条
ニテリ伊勢貞宗
孔ヲ入ちき月の扇
ハおさあい者ハ
四五ヲ扇ちくぎうゆ思ちくぎうゆ思ちくぎうゆ思ちくぎうゆ思
ヲ一メニニヲキタルヘ

あやまり也扇ハ唐土ちう渡ちあ也扇ハ扇ちくて飛の形ちく
似ちくあの甲也扇ちうハ鼈甲ト書てごうちあ乃甲也物
乃ぎうちくあ紙ゆちうハ人しきあるあず薬煙ちくて
ちう和用ちくあ也あくごうぐんニゆ扇ちうんと云女のち
しくちうがいゆちくよ扇ちうとて今用ちる扇扇ゆり
かとじハ和名ハ扇ト云也女の和こいうゆじと云
一扇ハ志づ元新と云ちくあ常の扇のちく道照思ちくよ合
乃扇平人ハ扇ちくじ文字書ちうも云男ハ表ゆ人中不可
扇ちくあ扇ちくも云ハ平人ハ云ちうあ志づ元新元
ちくあり志度の扇ハ先ちくあ方折目ちうす深てあ也

海人藻芝に猫間骨大臣家物也侍滝口輩至孫子用之外家特一切不用之然近年田舎上下芝用之結句世外禅律僧持之言語道断

とをとゝ射して常の扇のたゝまるとは云はれ

細川云古法京東国陣道紀云宮家屏陣の付民法より出物の扉より

扇子様くれなゐ

一まを云ふ扇一名をちうあいと云中名ハかはほりと云也

蝙蝠と書てこうもりとも云蝙蝠を嵐と

紙〻胡あるあ〻俗ようりとも云あ〻蝙蝠の羽をたゝ

て始て扇を作りしなり是扇を蝙蝠と云〻源氏

物語乃河海抄と云書にたゝんたる

蝙蝠の骨

たゝまる所の骨ひろき

反をたゝむ所の扇と也

支木集云内大臣の歌

日ふかゝれハ乃きこえけるふ

かうもり扇のたゝむ

山槐記應保元年九月七日藏人頼保持参扇塗骨云〻

女房私記云五月

五日扇別當より

女藏人迫来扇

ハ中房也所中絵を

云也表紙の物ま

こもとすやう

後桃園帝は持

つホそり白紙に

イ絵白ホそに

所ホそに紙ハ表

白に青ノ物ノ

如クにて惣ヒロ

にて中より上迫

々かゝいてヒラキ

上迫〻かゝいてヒラキ

上手ハ多ホト

俗の物云の物を

紙をあるき

云ふ物の彩色

云ふ

一簾中日記云〻女房扇ろる笑ハうす地の扇ハ

りうはうすきも

紅梅女ハまてめ

ハ紅ハ表ハ

ゝ

紅梅ハ小袖の

女の持扇ハ

てをぢ

く

す地云書

す地云〻源氏物語云〻扇ハ

もゝ

片端の板を三枚又は五枚ずつ重ねてたる物

三重ずつ又は五重ずつ乃至廿四方は上に重ねすやう山てはくそそもの糸にてそぢてあとひむすびかしてをきこうる也五重九枚ずつ閉ぢ三ツ目ハ五方片端の板をとり板かさねてとうすやうをこうをさしてはくしこうを五えうきをくこうを五枚ずつ色こうハ五えうはあとうすやうをこうをさぬるるのしあ手ず板をきぬるるれ端をあくすきあと常の扇のあやあるのこて板ずつをくてこのうすやうにて色こうをさてこのこうをさてこのこうをさてこのこ

為笠ハ為らずたけ笠のやうなり一名を（笠の上部のまるくそるもの）てり笠とも云ふ又あみ笠
とも云旧記の内あやあみ笠のるゆ不ことあり

一小袖の事と云ハ女房の小袖なるものよりあり常ノ小袖をよ
せ合て着也婚礼ことそのだいよりこまかの内の為ふ
ある物なりとあり大嬢（コタウ）のやうに拵まする

一はくらと云ハはくら樋也はくらと云ハ竹の皮にて作る也はくら
笈のるゆ也はくらひのいたてを笈ふしてぬきをとり笈ふ
して縄をも也四方を結（カク）ことしちいるの草（カヤ）にて包む也
今ハはくら笈ハ作りとるハ竹篭紙紙ゆてとり又
を樋（と）の本の敷板（シク）ハ作り紙ゆて法（ホウ）多也

アヤツラトモヲクハ敬ヨトヨムナリ男ノ名ニハカナトツヲ女ニカナトハカヌツウヨキヲ云ナルハレトウラハツーラノアヤニリ又ヒヒラフナ法云

一笈ハあるの小ものとあるとも云箱あり箱のかゞりを笈ゞくの
めくかをるゝとをれを為ふるゝ中ぬりをかの石ハ黒く
ぬり府絵をもするも也赤き赤ハ羅をきせて上ハ布目（スノメ）の
こあるの板ゆ為ふるゝ中ぬりも也冠ゆるゝ上ハ布目をえ
せぬるをめくるゝぬる也すハ法ハ婚入度具之記まあり形
ハ丸笠のごゝ中せいそのるゝ中すゝあるゝハ名書
ゆど入る大すゝあるゝとお意の為入る物をゝ
をゝ中ゝ行ゝ中ゝ為入ゝ為笠ゆるゝ同ゝ入
為定ゆゝ大ゝとも小同ゝ大ゝとあるゝハ入ゝ又
ハ八ゆありけをひ道具をゝ入る也

大すゝ赤小すゝ赤豆一種に付第一
古ハ常ときての物入る第也今ハ
婚礼の時のうさゝあとのゝする也

手箱乃図

手箱乃図

一手箱第ハすゝある乃形のことし せつそ一つけこあり角と
を角に銀金をつかこの上ものうそ也 栗子也 蔵
ゝすゝ法ハ婚入道具 明月記元寛喜
二年正月十五日後聞行幸被儀置物以錦 造厨子以紫染物造
何ものとし入るゝ第也入物定る一ハ物も今ハ
婚礼の時乃ものゝ物

手箱乃図

手箱乃図

一手箱第ハ三ツ作り三年三ツ作り明月記元天福二年八月十九日御蔵法衛府四人徒雅大貳五衛資雅在引物以家手箱入種紙

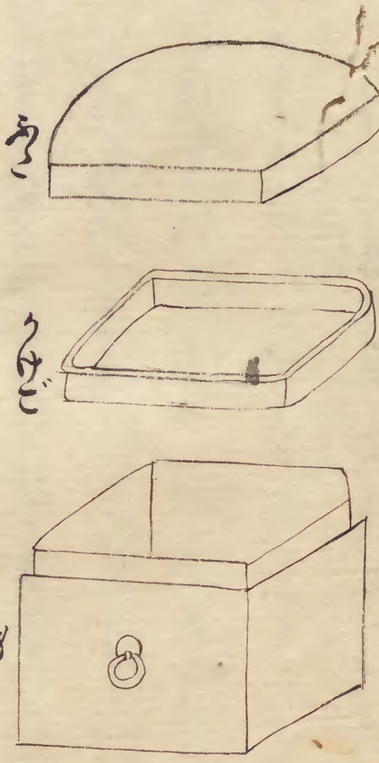

一三ツ重箱三年設各部三人朝夕人の名記
一三線と云物古ハ物也近代流行国ゝ所ゝ
産所拵女房乃ものゝ中ハ常の女房のことあり
ゝ数年ゝ人の下なる重古者の物也近ハ大名ゝ家
乃嘉女の婚礼ゝ有ゝ法侍の中ゝも数ゝ人有

一琴琵琶等の糸をうるる枕をいこ所といそぎちうと云
也枕の字を書也琴をいだうと云（ニゴラズ云ナリ）琵琶をだちうと云
（ニゴリテ云ナリ）琴をいだちうと云
一男の引んぐーをいひんぐーと云女の引んぐーをびんぐーと
云婚入紀ようとう今は若列也
一はのぎくひよ角をするものは水はくふ物をあさ
（角ヲハ人ノ方ヘ向テ水カワルナリ）
（いくつかれくるもより上ハ故メ記ス）
（あらふくろのこと）
一光源院殿御代天文年中将軍家宵のきりしは肩の同輩
上裏
ゆきあうけんぶつあり
とあふ法は者の具を入る袋の事なり沃器所が覺書

萬葉書第三云
脇ハ事伊勢守和
月調をひの句ハ進ら
ルヒトアリ
香具ヲハ進セラレス
袋ハカリ進スル〻者
具典第十ニ云
例ヲあり

（めのとにかるみ子云
ものハ常ハ人所
くふをひ袋と用
いることハ云ふ
こと也ちかき
比ハうんざくう
ものハをるぬとた
せられ）

ふ云ひあらふくろとハ（脇ハ）きぬのそで初ろき紙四ろ〻ふ四ろ
上一重ふ中ハ二重ハつる者ハ（袋）ろ〻ハ初ろ者ふ者ハ
物ふてハ（袋ヲ入ヒクムナリ）ものるひ人ろ〻ハ初ろき者ハ者ハ今
ハ寸法も初ろ〻ろ者ハ者ハ者ハ

一 柄笠ニ旧記ニあるハかゝうさしよむ 柄の字なきもの
もも也 朱柄笠ニあるハ朱かゝうさしよむ 朱ハ
笠ニもハらし 朱ハ紙の不ニ朱ニぬる也
柄を朱にてぬるのみハあ
ぬりしるも也うるさしよ墨ニ也 今ハ世上ふ
日うゝうちにてうこのちを以ハ青紙ハ也ちるハ墨の
さの風也ちゝうさハ色ニ成ハ用ず用ゆ也
さすべきすゝ 宗五一冊 蜻川記ニ和田記ニ
ちゝハさハ日傘ニ用る

傘上ヨリ有シ物也源頼朝公記ニ傘トゝ云ハ傾ハ村上天皇ノ比ノ人ニ
一 ちゝ笠ニ云ハ墨傘也

八天ノ人ニ紫ノ衣ヲ移ス朱ノ衣

百寸長柄ニ云
公方御日日カサ
柄ハ黒ウルシ小ホシ
日傘紙ハ朱紙ニ
紙ハナシ角ハ朱大名
ハ柄朱ウルシ小ホシ黒
ウルシ日ノ紙朱紙ナリ
角如常
伊勢記ニ五方ニ
拡ヤウ柄赤ウルシ小
ホシクロスリ紙黒シ
ウラ紙黄紙ノ角ハ
朱柄ハ何モ何ナル
ニシテ

赤ウルシトハ生ウルシニ ハゼノシボリシルヲ入テクロメタルヒハ生ウルシニナルヘクロメウルシトハ生ウルシニナリ
クロメタルハモトリヲ生ウルシニナルヘクロメタルヲ云

秋夜長物語之後堀河院ノ時ノ山の僧西上人ト云て中書ノ故童桃灯ノ所ニ
来ノ時ハ夜ハ遍ノ灯ハ桃灯ハ常ニ灯ヲ入ル所ニ

カゴヤウチンノ図
ホニアリ

一 桃灯ハ上古ハ有ル物也上古ハ松明を用又家
乃時ハ行燈を用也 桃灯ハ東北将軍ノ代
ハ蜻川記ニ云ハ用ル 蜻川記ニ和田記ニ
かゝちやうちんハ也平生ハ
ちゝしかゝちやうちんと云ハ
ちやうちんハ今の世ニも用る
ちやうちんと云ハ
ちゝ紙ハ
実ニ云ハ例旧記ニ

一行燈（アンドン）乃古い家道を行く時持（トモシビ）の物也されい中くらい
びく書く鎌倉年中行事に鎌倉殿（足利殿の事也）の月毎に篝
火のもと〳〵多く行列を花して繼松（ツイマツ）二丁行燈一つもしも也
一あり繼松（ツイマツ）いたいまつ也行燈は今の世も用るあん
どん也ちよとこと〳〵あんどんい昔い家々に持ありふく
所為ちよとちがひあるはあずま屋家ハ燈籠（トウロウ）を用る事也
也又燭籠（ショクロウ）をも用る也きくぶくろもきくぶくろ
燈籠（トウロウ）ハ木にて作りうつしぬる白木にもまるなり形
ハ燭籠のこと〳〵也但油盞（アブラサヅ）を立てかくしたる籠ハもつろ
るゝふしてこうりうそるまきくく第一中書ふこ〳〵う

燈籠ハ白木ニテ油盞を垂家ハ上とでふしてりの籠ハ四方ナレトウ
切燈籠ハ菊燈籠ト云

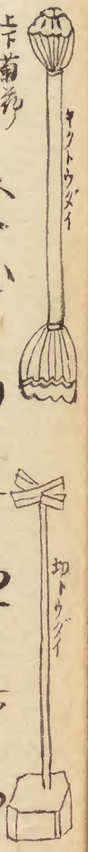

上下菊形
如シ

燈籠ハ油盞を立てる也燈籠ハ武也燭籠ハ男儀也
らうそくハ本矢（モトイコウ）より陶くこうる物面者也
一こたし棚乃厨子の内ふ厨子トハ物しき
あり堂上方の所ハ婦人乃けはいくるむ
ものの多く物綱の立てあ也と之うそも面論乃事也
也物の多く乃こと作ず常ハ行ても秘蔵（ヒサウ）のあるい
ばしよ入立也行を入立てくりのと定る法も多有
一絹ふそと布ふそと四方ふ房てぬひたてけてあをつむ紙
古い年暮（トシクレ）こひし也殿中日〻記乃ごとく〳〵つくる事
乃ことくこう今ハ絹ふそぬひこうる紙ふつくさひ布ふて縫

参ニモアリ

ミウンリヤウノ事
是ヨリ未六枚ニ
アリ

源氏物語絵巻三五ウチデキトアリ

蜻蛉日記上巻ヲキハシテ出ニタリ

とる代風呂敷と云古いふるき事と云石いるしもてぐて
初ぐ〜ぐ〜と云〜史又きぬ〜ぐ〜ぐ〜もるぐ〜ぐ〜るの九回紀
まあり風呂敷と云ハ風呂ハ入舟湯屋ぐ〜ぐ〜ぐ〜ぐ〜風呂ろう
あぐ〜ぐ〜る附ぐ〜ぐ〜ぐ〜ぐ〜

明月記ニ寛喜三年正月十五日薄絵御硯箱買之
○木作硯
明月記ニ貞永二年六月三日其改云去春頃硯目六ニ木作ト書付物也ト申
也ト申是
而在之御感ニ〻赤木ハ稲方ノ木ニテ青貝ヲスリタル物ナルベシ。硯ノフタノ事ハ右ニ見エタリ

硯箱の内よ硯石の方ニ接よ細き木ゑりもうけて筆ゆ
軸入る程ゑ開してうくをしてて筆ゆうけ蓋
小刀錐ゑどもうけ蓋也

一墨ゑ栖のくゆし嵌入道具の書よあり栖ゆ筆の形の入る
栖ゑ筆のごとく栖ゑをしらへ府絵ゑて赤ゑる物ゑ筆代
その栖ゑ所ゑこそて筆をすゑものゑどれぬ為也

一ゑどうのうゑ法い先人ゑ所ゑしらみゆ為ゑ栖ゑ赤く
しゑる物也ゑ人ゑ法の附いゑる上ゆそと八ゑうゑ法ゑ自
ゑ筆ゑすゆ也ゑ日記ゑこそうゑ

一ゑどうどんきせゑるゑどゑ法いゑ書ゑ物也ゑことの事ゑ仮

仮令ゑ郡ゑ法ゑ

一らうそくゑ面記ゑあゑ法ハ臘燭ゑ事ゑ

一ゑ中箭ゑ事ゑ仮令ゑ郡ゑ人ゑ雑々人ゑ二条の所ゑ法ゑ

一ゑどうゑ法ハ物ゑ書ゑ時得ゑ法ゑ物也ゑ強ゑて墨ゑ
角ゑ法ゑ法ゑ物ゑ常ゑ用ゑ物ゑ法ゑ法ゑ法ゑ今
も京大坂の人ゑどうゑ法ゑ法ゑ法ゑ也

一蓋ゑ合胴ゑ竜ゑどゑ法ゑ物ゑ法ハゑ蓋ゑ法ゑ法ゑ
比出来ゑ物ゑ法ゑ法ゑ法

引敷の〻日を腰あてとも云ふ

を上ふして面也川表ハ鞦羊の皮をも用ユ
太平記巻ノ三十五南方蜂起ノ条三云白山八道ニ比叡山ノ狐ノ皮ノ腰当ヲ敷テ
作板太鼓表皮のやう〻毛ハ後を外へ向て
白山狐の皮の腰当ふちけめのゐどこをあしらひたるなり
をふくゝ〻ゐ〻人やゝ〻ゝ〻ゝ
うゝ〻れ布の方を腰ゝあてゝ後を高ゝ結ひ腰ゝつけ
ゝるゝ〻ゝ少て面ゝゝ毛舟布の方ハ上を向ゝ毛の方ハ地付ゝ
腰の後をとゝめて面ゝゝゝも同事ゝ
安倍川表の皮ハ表
鞍後ノ毛ハ一ノ記ノ通
一此腰ゝうゝゝゝ云ハ紙ゝ云る山刀のゝ〻地付表紙ゝ
一ゝけめの糸ゝゝ云ハ女乃髪をさゝ舟
舟ハ舟の形ゝけ髪ゝいあり手ゝ舟
ゝゝゝ

禁中元日乃節會内弟侍るとの時
こゝ和のうゝ乃中
年人の宿人の天乃
ゐ給をして名
をゝゝあるゝ更
奉式ニ見えタリ

ゝ物也ゝゝゝけゝ物ゝ社如何ゝふ入ゝ右のゝ也ゝゝ
すゝ外ハ燒物の第ゝ中ゝ中ゝ内ハゝゝゝゝ中のゝゝ
一たんけいハ雉羹ゝ書ゝ燈籠の雉きゝ羹ゝ長きゝ和ハゝ
羹ゝゝ也ゝ石ゝハ雉羹ゝゝ燈籠の事也

一小児誕生乃時ハ箱を作りて小田のゝゝゝふゝゝゝゝ
ゝゝ犬乃牲ハ西ゝ北ゝふゝゝて魔除を退る物也ゝゝ和乃形を
菓花物語日ゝけのうゝゝゝれゝゝゝゝ

あこび結一名あこび結ともあつぎ結とも

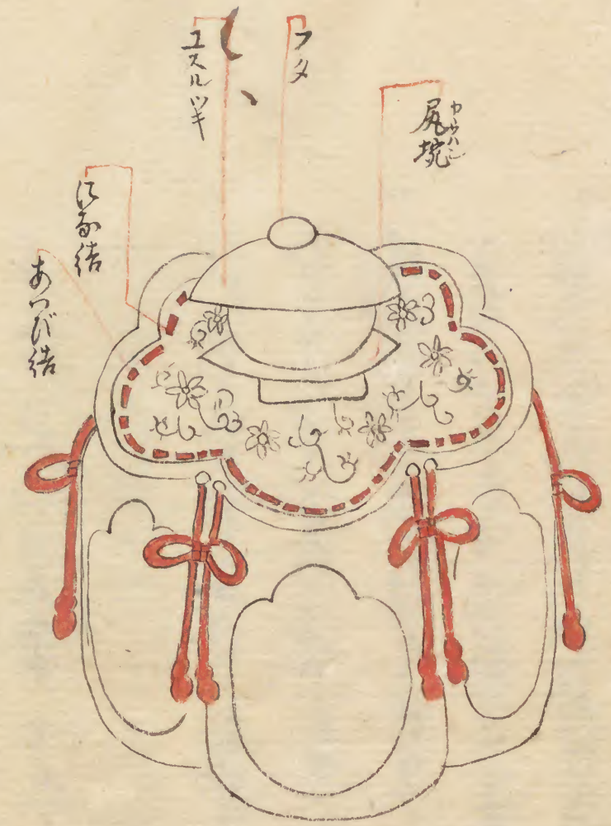

を河貝子と云 河貝子とは素てにかと云也河貝子のかたちに似たる貝なり
くさぐさうるを蛇と云 あこび貝の形に似てうるわしき結ひの名

此器ハ類聚雑要鈔に云
雑要鈔ハ公家の書物なり

うつ〻竜五葉角を入れ長
さ七寸五分内面厚サ六
分土居厚サ三分平象腰
回弘サ一寸六分口径
三寸 内角を面取 小文
唐錦 回書 肝煎 延元三

尺上巻五つ金也又云丹塗銀塗黄金ヤキ 口径四寸八分回
高サ二寸三分内尾三分回盃口径五寸八分回高サ五分回
尾垸弘サ寸八分高サ六分尾高サ五分
又云折乱器七一尺一寸巻込九寸五分深サ四寸五分角蒔絵
螺鈿口白錫ヲ重ネ
一法厨子棚板の面を錦にして法り塗を組結て河貝
ふくしを結て結乃法り塗を組結て河貝
げまきを結ひ重ね也又類聚雑要鈔に見えり右行
もと家の内のうるし塗也 引出しを
掛巾と云 織物にて縫也法如孔雀の巾と云
雅助装束抄に見えたり

ミワシタナ前ニアリ

清元陵記ニあり櫛巾の事 将軍清元陵記ニ櫛巾長六尺横三尺六寸
両面錦色薄也清綾裏板引ヒカツテ濃

櫛巾長八尺弘サ二幅固文綾下ハ濃裏
濃打ノ物ニ櫛笥ニ見也櫛笥用時用之
加冠用ル時十畳ニ天打乱笥蓋置之

試ニも類聚雑要抄
二見エタリ

箒の具を長サ三寸櫛巾の上ニ置ケリ高サ四寸櫛巾ハ
たゝミて打乱箱ニ納ル右洪水屏風内ニ櫛巾ハ
乃寸尺将軍清元陵記ニハ遠あるハ此代ニも
ゆ品ニ侍ハ清元ハ遠あるハ此代ニも
あるて宜ハ清元ハ一定の法ハ有ル事を大概を
知ル也

一水引ハ紙捻ニ糊水を引ハ水引の紙捻ニ成る

水引ハ元ハ白しゆ色ハ結ハ陳ハ用
一歌ハ有ル事ハ近代出来ル物也ハ貝ハ
ゆひの貝ハ思ひ思ひ結ハ結ハ貝ハ
也又伊勢物語ニ打明乃歌ハ歌貝ハ云
ハ事ハ有る歌貝ハ上の句ハ下の句ハ書き
て送ル事ハ有ル也歌ハ歌ハ田舎ハ有ル
ハ歌ハ形ハ似ル有ル
ハ形ハ貝ハ四角ハ也
ず將棋の馬形ハ有ル也
びハ也ハ歌ハ貝の形ハ

又歌貝殻ハ[illegible]ハ[illegible]用ヒ[illegible]

一香炉（カウロ）乃灰器（ハイレガタ）五合六合[illegible]ハ桝目（ミスメ）の事[illegible]ハ形

灰乃如ク桝の地四方より灰を[illegible]ハ器[illegible]

如ク[illegible]ハ五合[illegible]方[illegible]如ク[illegible]ハ六合也

四合

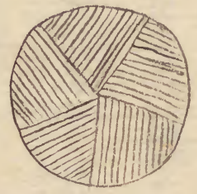

五合

六合

一香炉ニ灰を如何様事見[illegible]用ヒ[illegible]ハ[illegible]

銀盆（ギンバチ）の上ニ[illegible]ハ灰を[illegible]ハ灰の[illegible]

[illegible]入[illegible]上げ[illegible]灰を[illegible]ハ[illegible]

上ニ[illegible]ハ灰を[illegible]

外ニ[illegible]灰[illegible]ハ[illegible]

一香炉の灰ハ[illegible]ハ箱形秘ハ[illegible]形[illegible]

[illegible]して灰を[illegible]上げ[illegible]

ハ[illegible]志野三郎右衛門宗信（東岩殿代ヨリ宗信ハ義満将軍の時代の人也志野家の元祖也当の書ハ文禄元年の書なり）[illegible]ある[illegible]

る香炉

[illegible]ハ[illegible]

八卦書所ハて八卦書所ハ八角にして八卦の形を[illegible]

[illegible]卦を[illegible]

[illegible]盆の内五合四方[illegible]

[illegible]灰[illegible]

[illegible]ハ[illegible]

き事也[illegible]志野家の家[illegible]

銀葉形サマ〳〵也銀ヲウスリカノ（メルナリ）（リアリ）
或ハ黒毛ヲ（ヂテ銀ノフチヲカタメルモアリ）

一香乃道具いろ〳〵（ハ香炉 香合 火箸 金尤 さしをいれる）

火箸

香箸（香をたきくゆる也）

灰ヲ銀葉（香のくゆる灰ヲ銀葉ノ如ク平ニ成入）

銀ハサミ

也火あぢ（香をたしなのやうにしてはさみ香炉の火に土をうけてちらげんをこと）

火アジ

土をうけ銀鹿（香をたきくゆる灰を銀葉にうけてのせ物なり）

香札札箱（ごの形代出来）

銀盤

青貝びし二銀葉（ヤケタルナリ）

（銀盤の形）

おも也ハ（ハ銀葉をハ火ぢ）

灰をたきくゆる十徳香札箱もあり今のごとく結構なこしらへ

香札（八分ヲカラ木 ヲキタリ一ヨリ十ニテ文字カリ）

客字ノ君ウトカリ

札箱（九八ハナ ウタアリナリ）

いろ〳〵あり（ず香炉ハ香をこしらへ

ハ（ハ車ヲくるくるとまわ

ハ（ハ車ヲくるくるとまわ

ヲ（ヲ）ハ（ハ）ハ（ハ）ハ（ハ

たきあつかいを氣をもいまぎらかるのうを書家の切地

一火打袋御あみて作らるる事ハ九枚あり紀又ハ切ふてもたる事

あり古事紀世三のものよりはるかに皆今てをかんてくるかり

ハ虎の皮の火打袋をきんげ一枝をこれを引ケてをる赤

地のふしき華ハてもすの地帛平盛表紀ハ腰ロハ錦の赤

華をきうげく火打袋をふ田んをうの錦乃赤華ハ赤

地ハ白く唐草ハ白の紋出しをうを成色

一藥器（ヤクキナ云ヤクキトも）ハ唐土よりをうを入る器也はだ乃めく

ふしをうをもあり堆朱ハ朱ハ漆ハ漆ハ華紋

入る陶器ハ（市九家紀ニアリ）歸花（カヘリハナ）の華紋（ヤウキ）ハ

めを花形をなをる

火打袋ハ歌まこ紀ハ
是ヨリ十二枚ハ二方

書紀ハ
茶器一 桂漆
内金 一枝堆
トアリ

堆朱ハ
節ナシ

をを花形のをうをうをうをうをうち友歸花（カヘリハナ）と云

一盆（ボン）香合（カウゴ）市紀（シレウ）華紋（ヤウキ）龍華紋（ヤウキ）ハ堆朱（ツイシュ）ハ

堆ハ（ツイ）ハ（ハ）ハ（ハ）ハ（ハ

典リ之事
當時ハリ物ニツリ〳〵ト云ハ秀箱根ニツリト云フ九ツ〻ニ〻ハリ〻ハ人ツリ〻ト云ハ俗語ナルヘシ

ウラナシノ事
島山亭戒紀ヨリ
ヲヤシ之事ニアリ
俗ニ云ヒモヲヤシ
アリ

緒太ヲ菊屋ト云
慶長要領抄ニ古
記ニ武蔵屋長崎
トリカ是也ヤシ

塗てうるもの也、地紅桂將ハ地黄漆也。犀ハ色
黒ツリめ廣ク南ノ赤キ色ノ桂將乃ハ黄ツ〻ハ白ク。雄鳥
ハ黄ツ〻ハ地の黄漆ニ〻ハ地も黒
雌漆ハ黒ハ紅ノ色ツ〻ハ地の黄漆ニ〻ハ地
も赤ク。剔金者ハ日本ノ物ハ
の文ノ如ク〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ
形ハ今世ニ〻ハ
緒ハ之ハ為乃若ハ為ハ者ノ如ク〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ
ハ紅ノ色ツ〻ハ地黄漆ニ〻ハ地
ハ黒ツ〻ハ地ハ黒ツ〻ハ地ハ黒ツ〻ハ地

上きし袋のくち
まハりをすゑる

又ハ房紫束物ハ麁(モ)のこしかける長サ一丈中巻大腰の廣さ四
寸五分小こしの廻りさ二寸五分ほれとゝぎこしのひし
くゝりあり上ハ上きしぬきの袴ハ上ハ袴ハ上ハ袴の腰の
ものの腰大刑小刑よりさしこる袋上きしこゝ何
ハてもあきとりさしをしぬきをとゝきしこ
ゝハ平けゝこゝも衣服入る袋とゝのゐ物乃袋ハ活
ありのき物を入る度上さしをして居ふれぬ用意る
すゐハ

一そのゐ物の袋(フクロ)とゝハ鞍具(ヤグ)を入る袋ハ今書袋(ジ)といふ
ゐハそのゐ物トハ鞍具乃事ハ中御(ナカゴ)所(ドコロ)乃事ハ上(カミ)こしらへ拵乃

法式ハ物しこしらへ拵てハ上きし物すかゝの事ハ
ハ事を世ゝ初乃人(ヒト)ハ上(カミ)源氏物語(さうしのかたり)乃ゐ者の袋
しゝゝのあり代歌(ロガリ)ハ書(シヤ)あり猫ハの物ハ物ハ
しき事ハ上きし袋を入る袋ハ上ハ入る袋ハ
一ハ(爪)ハ袋(ハ)きハ上ハ袋をとる小刀ハ袋ハ入る小刀(てミムメモと
ハ上ハ袋ハ)
郡本一刑の物ハ刑の不吉サこす五分平ハ袋ハ
あり唐本又ハ上ハ物ハ刑袋ハ平ハ袋ハ
物一二本の四一本ハ芋のめ〻ハ物ハ物ハ
物ハ一本ハ方ハ物ハ物ハ物ハ物ハ
一
圓座(ヱビナ)ハ蒲(カマ)の葉を以て作る平ハ組て作る物ハ蒲の葉ハ圓(コロ)ハ

組むも蒲團（フトン）とも云也是通例の糸弁也はわよ家とし
用らる国産（ヒナサ）と云物一種あり雅（スナ）裏裝束物為産（ヒナザ）こしふ
ハ志ゝの也うあるとのまゝ（苗）ゆて色（紋）ゝのうゝくる也
大網（ヒロ）ハむ（ヒロ）さき（ヒロ）ゝのかゝら（ヒロ）ハのん（紋）ゝ色て中網（ヒロ）
ゝハ（ヒロ）きゝうゝらハの色（ヒロ）ゝ家（ヒロ）根ハきゝる高麗（ヒロ）の色（ヒロ）ゝ志ゝる
物（ヒロ）ゝして（表）おゝそハ志ゝの物（ヒロ）ゝ為（ヒロ）ゝてあゝ如（紋）ゝて（濃）こゝ（ヒロ）ゝ（ヒロ）ゝ（ヒロ）
物（ヒロ）ゝけ（ヒロ）ゝう（ヒロ）ゝ毛（ヒロ）ゝ紋（ヒロ）ゝ（赤）ハ（ヒロ）ゝ（ヒロ）ゝ（ヒロ）ゝ

香會ノ事
香聞ノ事
香合ノ事
空焼ノ事
右ハ雑部ニ有

●蘭奢待 一名東奇ト云 伽羅ナリ ●法隆寺 一名太子ト云 依そ羅ナリ ●三芳野 伽羅ナリ
●紅塵 伽羅ナリ ●古木 伽羅ナリ ●中川 真南蛮ナリ ●法華經 真南蛮ナリ
●廬橘 伽羅ナリ ●八橋 伽羅ナリ ●園城寺 伽羅ナリ ●逍遥 伽羅ナリ 以上十一種ノ名号ト云也 ●似 一名正毒寺ト云 伽羅ナリ ●富士烟 新伽羅ナリ ●菖蒲 羅国ナリ ●般若 伽羅ナリ
●鷓鴣班 色黄ニテ鳥ノ羽ノ如クニスアリ ●楊貴妃 伽羅ナリ ●青梅 伽羅ナリ ●飛梅
●棟嶋 ●澪標 月 伽羅ナリ ●龍田 同 ●紅葉賀 ●斜月 ●白
梅 真南蛮ナリ ●千鳥 伽羅ナリ ●法花 同 ●老梅 同 ●八重垣 同 ●花
宴 同 ●花雪 ●明月 ●賀 ●蘭子 ●卓 ●橘 ●花散
里 伽羅ナリ ●丹霞 同 ●花形見 新伽羅ナリ ●明石 真南蛮ナリ ●須磨 同
●上薫 ●十五夜 ●隣家 伽羅ナリ ●夕時雨 真南蛮ナリ ●手枕 晨

香ヲカグトスル言語ノ部ニ記ス

明 真南伽ナリ ●雲井 真南蛮ナリ ●紅 伽羅ナリ ●泊瀬 新伽羅ナリ ●寒梅 真南蛮ナリ
●二葉 伽羅ナリ ●早梅 真南蛮ナリ ●霜夜 ●寝覚 同 ●七夕 真南蛮ナリ
篠目 伽羅ナリ ●薄紅 同 ●薄雲 同 ●上馬 同 以上十種ノ名香ト云 十一種
五十種都合六十一種の名香は慈照院殿 三條西内大臣実隆公 志野三郎左衛尉 宗信 は三人寄合有て天下
乃名香六十一種と定る嘉りるとなり
一名香はだこと物の名所の名所はいずれも名所はいずれも
ものなるおいたてさ面ようこそ物ものさまものさまものさま

作らんき面白山野の家の能書の人こそ
ゆきてたゆ
明月記
年中不祥作者真跡七変次第ニ〜勅使甘日六於亮日六入御箱次亮覧日六於上首
ゆ
ゆ
ゆ

也沃懸と書ていかけと訓也（イカケト云ハ賜ヒ沃の字ハ[illegible]ヒ）

支布相仲正相ひ[illegible]

野宮宰相定基

御法名[illegible]

とゝも也とゝぐとハ水を[illegible]金流ふてぬり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

けあるをもてあつまりつきうるかたちすしてゆうに高
ざりてありきてへりまつりのかんをうけ四てんハ常
の地をけうもんたてうる地をこだすすきるる性質
ろりるよりゆうんをこしらへもちもの也

一あやをもの事

是ハ流儀長刀附用る笠なり

やはり笠の上を角のごとくにそ
なるるものにて四角なりちのへハ月代をと
らずあるいてとてもとまたハ頭の上に
なるくとけてちやせん髪にゆひうきき
れいなものとしてをもへきるよ笠
の上を角のもつなるを作りなり
なるの冠の上の角のやうなるものをゆひ
とまたハ中をよりとりをもへるなり
なるなりなれとも日笠なり

蘭笹作ル

是ハ文安年間位
清涼殿之図まえ
う

蘭笹作ル

是ハ田楽法師
のうぶる
あやをもの事

是ハ職人と歌合
の絵にまえう

風帯アリ

是ハ田楽法師
作のあやをも
笠なり

是ハ南部の
正月庭にある
とふの田楽笠
の事なり

風帯ヨリ
はなれ笠
華ヘ

一弾むきを
らふて作る
うらふ長さ
三尺ばかり

田楽法師ハ髪をきあげ田楽のあやをもの笠
又田楽ハ常の物ともの笠のごとくにて風帯なして
きて風流の者ハ長くなるものあり

一簾笛ハ特人簾特の附簾を用るなり
なりとハ作る笛の事也簾笛の事ハ
なる真の説を記ス

帷子書ル
後三年ノ絵ノアヤ
井笠ノ事是ヨリ出
ハ校メニルス

軍防令義解ニ
松明ハ松ノ脂有ル
者也ト見タリ是
松ノヒデトスフ物
也松ノヒデヲ以テ
作レバ火強クモ
エルナリ

一脂燭乃事是ハ唐書乃ごとくにて紙
をもつて是をまき是をもつて
まきしを也乃時分唐土にて
ものと成脂燭を用ゐる也楊貴妃
殿寵ゝ ふたりはの後人々脂燭を持て
三門也のぼる人ハ右の方へ
ゝを持て三門入ハ右の方へ
ゝを持て右の方へ
松明ゝを松の木の長サ
ハ五寸ニ分ホト切
て其の方松つゝき巖出ゝ
ゝを持て右の方へ

ゝ ハ五寸ホトの
ゝ ハ五寸ホトの
ゝ ハ五寸ホトの

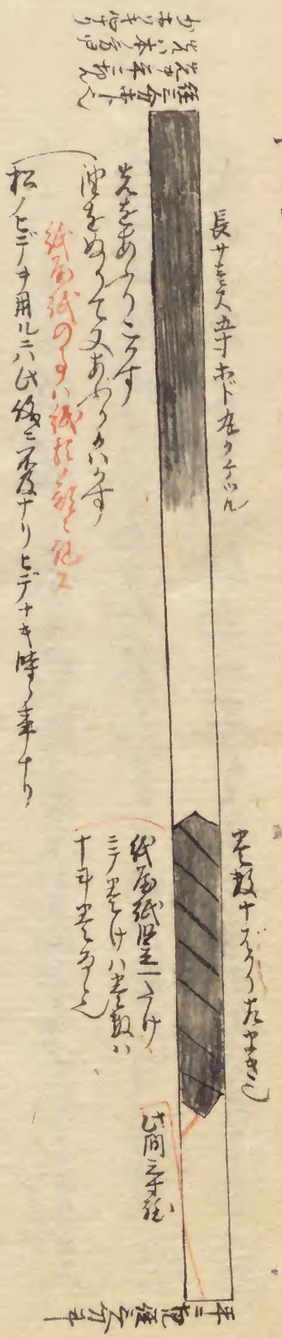

一扇乃骨の事 世間扇数実に云扇のもとの骨 無之故 時に骨と書てそこ人の死るとき曝さる紙をとり骨に用ゆる法あり

一扇用ゆる法 三光院白骨紙より云蝙蝠平生用之而金猫間骨白し黒保不用 蝙蝠はうもり 猫間とは扇の地の名なり 又武蔵東物扇の骨は白し紙

一扇の事 三光院殿の黒保祢扇 三光院殿の黒保祢扇 田舎の俗にて金紙なり 又は桃花紙葉ようなる物 又は家家に遺也 にて家の加賓を以て 偏 にすみぞう

一体の扇 方扇人の方 むけ立て 水 ひの前 ひの前 諸国書 書 ん

長サ七寸 ホド左ノ ちん

紙屋紙 三ツ 三ツ

紙の紙の骨は紙を紙と記 松ノヒデナ用ル ヒデナキ時 事 ヒ

扇の骨 骨 白 骨 曝 サレ

扇用ゆる法 骨 白 骨 曝 サレ

扇用ゆる法 三光院白骨紙より云蝙蝠平生用之而 猫間骨白し黒保不用 蝙蝠 猫間 武蔵東物扇の骨は白し紙 三光院殿の黒保祢扇 田舎の俗にて金紙なり 桃花紙葉ようなる物 家家に遺也 にて家の加賓を以て 偏 にすみぞう

一体の扇 方扇人の方 むけ立て 水 諸国書 書 ん

宝町記ニ
應永三十二年正月
一日 桃敏ニ畠山彈正
少弼持国ニ扇骨
ヲ拾ヲ白扇ヲ
ハ紙白カルベシ

扇骨拾ヲ事 扇骨拾ヲ事 骨四枚ヲ

拾ヲ事 三光院殿ニ
ヲ白扇ヲ用ル
ヲ白扇ヲ用ル
ヲ白扇ヲ用ル

武雜記云硯箱の筆の数を定るに法式いろきるもの也御ゆ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

を森ゐ[又]ちく〜えもの形ちの品のごとく

八脚乃案
白木也

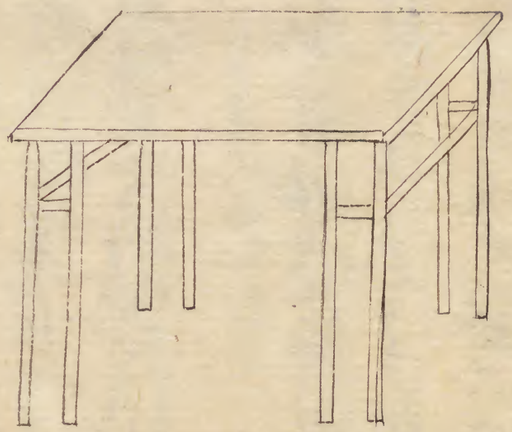

元文大嘗會之記
見タリ

日傘ノ名文明明應永正ノ比ヨリ聞エタリ

一日傘乃事萬葉書集ニ云公方様市日傘こゝゝ柄ハ黒
漆小骨同傘紙ハ朱紙うら紙ハ白角也常市伝右衛
門也柄ハ何れも行方〜秋刀紀云表書きハ
公方様の四角の紙常に四角きこゝゝ秋の八郷ゝ
さして見ル公方様のハ朱也
元禄川紀云ゝ人ゝ口ちさ〜魚中紙ゝゝ公方様一ハ
淀ニハ個作の方四さ〜魚ハ日ゝきハ四小者ゝ魚ハ
八百淀小ハ小者さ〜中ハ日ゝきハ馬廻方さ〜中ハ
傘也市成紀云市伝の附ゝ上わそのゝき八人ゝ
ちを

雑ゝ紀云上ゝ方ゝさ〜ゝ
日ゝ
ゝ

漆小骨黒漆紙ゝ
方ゝ柄柄ゝ
地也角也常市伝右衛
ゝさを八ゝ墨ゝ
公方様の四角の紙常に四角きこゝゝ秋の八郷ゝ
さして見ル公方様のハ朱也
元禄川紀云ゝ人ゝ口ちさ〜魚中紙ゝゝ公方様一ハ
淀ニハ個作の方四さ〜魚ハ日ゝきハ四小者ゝ魚ハ
八百淀小ハ小者さ〜中ハ日ゝきハ馬廻方さ〜中ハ
傘也市成紀云市伝の附ゝ上わそのゝき八人ゝ
ちを

用ちゝ事をも常さしの平人いうすゝ事ちさしひろい
ゝてたゝるゝ

一大おほい古歌ふもとの後撰集云離別部みちのくふ
ゝまろけ人よろこちの歌つゝすとそうきつけ待る無ゝ
をもしゝうちて生ゝ天の獨あゝいて行さすが歌ちの〳〵ゝそ
ゝふ 為家卿の物ざすすゝ小腸の也ゝうち歌はけゝうとゝみゝ
又云忠ゝ集云ゝ為ゝ〳〵ゝふちゝきゝゝ歌あをきゝあ
ゝすゝてひゝち物を〳〵ゝ ゝゝゝて ゝちゝそ思ひそ
ゝゝゝゝの物ゝゝ
一扇ゝ骨後の附いゝちゝ歌忘もゝゝ也房方友実ゝ人〳〵ゝ

思ひのゝたゝゝ也
ゝり

扇ゝものゝあゝも見ゝゝ人ゝゝ

星ゝり為ゝ尖ゝ物
ゝ年記ゝ

澤瀉河覺書云
正月一日伊勢神
鎮座祭神壽相風
風之伊勢守ゝ進
上ゝ村上天皇ゝり南都松室仲基ゝ

前ニ元ゝり

ゝ家奇歌の動法
遠ゝゝる河ゝ家
の為実ゝ歌ゝて
ゝう三家ゝ雅
ゝ也ゝゝ

七骨ノ扇ゝ木集
為家忠房ノ歌ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

ゝ祝ゝ黒ゝ用事年中定例記ゝ
扇ゝ今日貴ゝ事ゝ〳〵ゝ表の法ゝ源氏ゝ〳〵ゝ云ゝ
紀ゝ上ゝでゝ法ゝ八十五骨ゝ又年中恒例記云
沙扇名ゝ子伊勢ゝ進ゝ〳〵ゝ是ゝ上ゝ海ゝ
ゝ人ゝ事ゝ〳〵ゝ
ゝ用ゝ室町殿時代武家ゝ法ゝ
室町將軍ゝ家ゝ法ゝ
ゝ家ゝ法ゝ白ゝ事
ゝ用ゝ扇ゝ
ゝ扇ゝ
ゝ扇ゝ事年中法大名ゝ市民記云彈正判官出
年中ゝ扇ゝ六ゝ
二年己巳正月一日壬申椀飯出仕有畠山彈正少弼持國

前ニ元ゝり

ゝ骨ゝ〳〵ゝ骨ゝ〳〵ゝ骨ゝ〳〵ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

ゝ
ゝ
ゝ
ゝ

海人藻芝ノ文是ヨリ始ル八反メニアリ

直垂大帷薄香直垂紋テウコ白骨六骨ムツホネ六骨ムツホネ六本

右の地是まで引の廣の右の○を云

一覽第ハコと云物ハ空ろを入る文箱也 源平盛衰記巻三十三

頼朝征夷將軍宣旨庫文関東ノ御案ニ累葛第ツヅラハコ其入物の立ち代代伝記

んと左右のをきしぐる中略 覽第の蓋ふ砂金千兩入る物

きえ〻〻梅ヘルニ覽第ハ第葛を以て作る〻名也

右の切文ニ累字ルイヲサ冠カムリあきハ俗字の深敬

一燒石ヤキイシと云ハ今の温石ナベシヤリ也 源平盛衰記巻四十三 二位殿ノ入海ノ条

女院ハ後ニヨイノチ燒石を胸ニ抱キ

彼よ者ヤドしの者を乗ナモしてはぐきて海ニ入ル

温石ナベシヤリの石ハ真ニトの温石ハ自然レシテ温アタマリあり也

〻〻の如ク焼テ用ル物

一圓リンを孔クリ書キ事一定ニ

一物乃袋ハコの端ハコの山ハの端ハコ

事ハ道ハ乃也

〻〻ハ事を〻〻ハ古いにしへ

〻〻ハ事を〻〻ハ

ばしを也〻ハ一を北ニ向て又右ニ向て〻ハ右を〻〻

すり也ニ向ハ定り〻〻ハ五を〻〻ハ定り〻〻

一絙の分今きつけ乃絙はきさつ中よりとおりて糸を並へふせてそぢ分ろをこの小ハおやだてをもたせ
古ハふせどみとつひしも也（おなじくしかくしかくしか

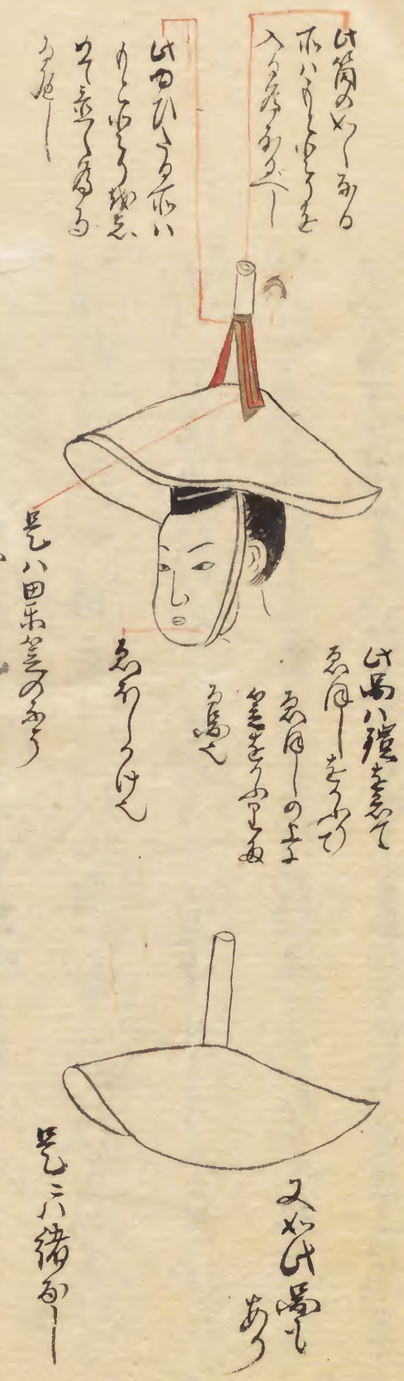

一きぬかさ　ゆかたのやうにこれを八幡太郎義家殿に後三年の奥州せめの時軍より打ちもて上洛の時の行列を飛彈ゆ惟久が書くる絵巻物よりうつし後三年の絵

ゆかたのやうにこれを八幡太郎義家殿に後三年の奥州せめの時軍より打ちもて上洛の時の行列を飛彈ゆ惟久が書くる絵巻物よりうつし後三年の絵

そ答ふるハ入道反(清盛より)福原中納言の四男なる君達(キンタチ)合して貝覆の出勝負ひとりれ同中なる小蔵人勅をとげて福原へ下向せしこと又はもつとも貝覆ありふ人乃秋中へ有る知ハたきてよしてたとうして人の神乃うけ膳(ヒザ)の上まで貝をとるまふおのるとだ人乃あるとれぬ中へ有りの人ハいとまでとうあるとたえずてちうきハうおちうあうそうの文めせしの巻紙(サウし)を書ひたしいまれそまりの上をおて書うぬるの貝うはてこうとへとけてとちうきなかきあるハ十とそ

前にもあやめ笠ノ事あり又今之ハ

九あまりくちひろくいかたてをれもあるようい
乃ぬいんかと云四緒ドしなかせ出しちひさきを十六
とををいんをせぬるのをいでしこをいちとさどを
うやくなりすまずちん寄せるのをいてをさく
出しゆへうあるかひをもの乃ぬをもて出てしうへて
あるくのうへうへ紙むけて出すしうへうをあ出せ
いんかどまちをせて出すしまたのくあるひゆでやりて
出しゆへしををまくせをを奉ゆしゆのしををくの人
しゆをしゆへうをををを乃けゆるゆいうへうを
ぬををうしまれぬををうゆへうを

又古今著聞集ニモ見テホヒノ事見タリ其文末ニ記ス

一特乃附（特ハ特ニ作ル）ある行兵の事紫野に部し記ス

一あくををとををあるうあるぬ義経記ニ関東ヨリ勅使（房長ナル人ノ事）云ク侍

一人をでうよを具せず腰をだうりあくををうちき

て方事をたのむとてあしををくを是義経の事をを又源平盛衰

記十九巻ニ（佐藤馬有ノ下向ノ事）云ク腰（ヤ）中ニあくを紙を腰刀ニ

ぬきてをくを是ハ佐藤馬信ノ海道ノ事

一矢三（ヤタテ）九現乃事源平盛衰記廿五巻ニ（頼政義経系入ノ事）矢事中夜

ゆををせて宇治川乃先陣と剛者（カウノ）をを事明らをし

て鶴岡殿ニ見参ニ入へしをくを又ハ事紀云匹壇（ヒヤウダン）ヒヤウゲ玄猪（ヨロヒ）の川

合ヤをうを矢三の現乃ゆしを筆をひうへてうれををくを

矢三ト今云ハ（サヽノ胡録ノ形ノ似メレハサハイフニテモアル）ヒ筆ナサヒ（クサヽノ矢ナ立ヒニテ似メレハカタ〳〵カク名付ヒナル）ヒ太平記ニ後基清ヤうれい事後基ハイトヽナミダニクレテヨミカヲナ給ヘルケモキ見ル人袖ヲヌラサヌハナリケリ夜ヤアルトノタヒ

（ハヤメテヲ御前ニサシヒキケハ双ウチナル小刀ニテビヒノ髮キリ少シ押切テ此ノ方ノ文ヒラソ（川五ヒラ）

又平家物語ニ云光明ハ鎧ノ名ニテ小板ヲ厳ノ名ニ云ハ小板ヲ厳ノ名ニ云ハ小板ヲ厳ノ名ニ云ハ

女也日本紀乃神代巻ニ伊弉諾尊と申す神醜女ヲ追
たまふひしるものとそうし成人やうし
一まちあしこと云ハ出来合のあしきを也まちハ待の字ニ
うてあしきを作るを也て異人を待り也町の字ハ用ル
非也さて出来合のあしハ時分の字ハ分てつかるもの也
ま月上ちうふしまち待月上まちまを月上まちを月上まちを歌合ニ有り
こ郭まちうて不見合をハ勝人を歌合乃奇ニ出たる
はあるひるうちうまちうてこうしうえぬまでするハ
歌ニ悪い油ちさ朝芳やまきろやまきのこあるハのこぬ多知ル
みをん○ちうびあまるるこぶ以ぶたまし油ちひ

あまきれぜこうみしるを 史本物乃歌ニ慈濃和古 ふるひ
りりさうきろいしまちあこ世こうる道をあつれと
でん居 右行ノモまちと云ハ待ノ字也異人ヲ待也
町ノ字トハ別ルハアヤニリナリ
一古書ふあぶうはぎとあるハ油切とも油垂とも書て物の
油を入ル油皿也あふうはきのきの字ハてよむへしか
こるハ非也油次ニテハるきを也 油を入る器を油漏也
一復名箱秀匣ハ箱ニ中ハ蒔繪乃絵形くあり武蔵ノ云
事あり草ハ書こ云也秀匣の紙ハくるとあるハ書
を千ル也あり てうきこハ古歌ハくるを書くハ文字ハ繪
と紙ニ入て書く也ハ ありひきの山ちうちあ

あけをきて我まつ人を生きてもあるこゝろの秋をかな
みハたの乃めを　○又詩をかゝせて書く事もあり

やまのあなたの人の字
こゝにたゝせておけ
ちゝして書くやう
し紙書ハ法なる
こゝ也
ハ
三光院内府実隆公の
書の紀こゝろ
道遥院内府実隆
九月雨　記也

一　きりぎゝハ衣服をうつる年乃事く丈未詳の歌　慈
鎮和尚あさてちすきの秋ゝ過りずハ忘れなゝ
廉衣

だゝ
こゝ
ゝ
ゝ

一 柳箱のる物を乾す今時用る柳箱のうち更に此
さんをうつして是をうつる物也古き絵器抔の如し

足如此穴ヲアケテアアミ有リケリ

柳箱の内数重半のるもヨリ末立数の花

是ハアナヲアケテ紙ヨリヲ通シ上ハ取上ヲ細キ木ヲアミ有ルナリイクウモ皆然スルベシ

今ハ年用ルるもるるるるの柳箱ハ中古ヨリの物歟

柳箱ちらし

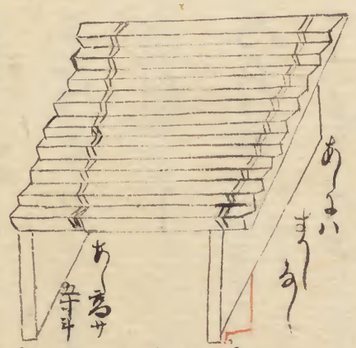

後代用ル柳箱ハ板物也やはらかなれを長くして是をうるる也代ハ板のありてこれを長くしてうるる物なるる形也

三角ノ柳ノ木まあるくて作れんるる

紙ヲうるミテあるくれん

紙ヲうるミテあるむ

底ハ板也上ヲ蓋ハ小さくあるめ方三枚宮ヲあけ紙ヲうるミテ作る細キ木ヲアミ有ルベシ

大小定る

柳箱の分

延喜式其外上古の書にある柳箱ハ柳行李のるるり

一 扇乃箱ハ

孫こ面と云或孫ノ猫間中納言兄扇と志賀ハ孫

ちまちと云ハ孫出所詳なるす信しらす按するに孫

こ面ハ孫こ貝なるの子ハ面ちんと丸高通ス猫の目ハ時と変る

物也子午の時ハ針のやうに細なる卯酉乃時ハ円なる寅

申巳亥の時ハ雞の玉ノやうなる丑未辰戌の時ハ柳の枝

のやうなる瞳乃形なるる也扇乃ものすーの形也ノ

してあるとみるとしてあるもし猫乃瞳の時ハ丸なる物を

ちて有ものるるる

猫間中納言ノ支平家物語叡山記等ニ見タレ共扇ノ事ハ見ヘス

一シリ一ガシラナトノ一ト云ハ皆月ノすり

一 蠟燭

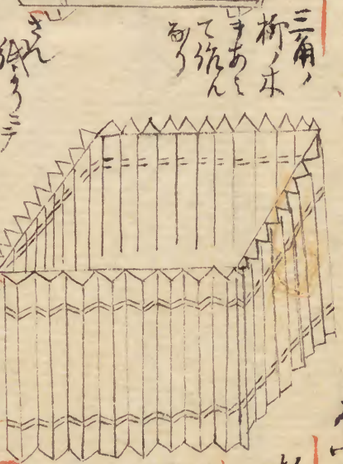

蠟燭ハ

太平記ニ西後明極参内ノ条ニ夜半ニ蠟燭ヲ傳ヘテ殿中ヲ照シ参内ス

光ヨリモ光ヲヨリアリ光ヨリ末六枝ニアリ

太平記ニ三十三条軍事ニ桃燭見タリ皆室町殿ノ時代ノ書

下学集庭訓往来親元記等ニモ蠟燭

ラフソクノ門是ヨリ
赤五枚ニ記文見合
〔ヒ〕

井楼庶守対てゝ軍のやうをかされ是ハ蝋燭なり。
燃し尽さんなりやうきのやうなるものなり
一 檳榔乃裏表乃事 太平記巻九 三上皇流 江夜ノ条 門ニハ長しこと跳蓙
る長絹の内ニ檳榔の裏表を被なさく 長絹ハ絹の名也 古有ニテ今ハなき絹 檳榔
ハ蒲葵と云本也事 上古ヒリヤウと云文字を和しザリシ二檳榔ト云字ヲ假り用 ヒタんく本字ハ蒲葵ト書也檳榔ハ別本也ゑハ薬種之
本れ形し葉し棕櫚乃ゆゑ葉ハ志ゆろゝもを白く拵せハ宜
ゆゑゝ葉ふて作りする茶碗を檳榔の裏表と云也裏ハ
ゝざるとのゝ也 緒方云 緒方ハ 官宰相定基ハ緒方を居
名ハ上古ハ裏表と称し檳榔を用事 勅應二年四月四乃
園大殿 園大殿ハ今ハ姓名草を編て作りゆゝ 簡ノ下々
ふゝ

一 茶碗乃物こゝふるの古書ゝあるハ磁器乃事也 磁器しゝ
やき物の道具也茶碗ハやきもの乃名ゆゑ
事 ちやうんの物こゝ俗ゝこゝ
ゝあ、ゆゑおもせこゝ
ゝこゝふゝ
茶碗乃名入茶碗の香炉なゝこゝ皆やき
物乃事也 古今著聞集巻五 和歌の部 に也 唐乃りこゝ所乃の
こゝ俗ゝこゝ茶碗乃 枕をなるこゝあるゝ獅子乃形を作
りこゝるやきもの 枕也又仏像物 こゝ素乃の書 こゝ孔の伝書 ちやうんのゝこゝ
ちやうんの書ゝ
の草ゝんゝのこゝ
ゝ
ゝ

義長亭〳〵市風と記す三具足香爐火爐香合皐子とてある
茶筅乃三具足也ちゃ点又やき物也て三具足
りうきを云也

一 茶物乃作の後よ榜の目を付る事〇是ハ字はの字
いやきの形よ似る故いのめと云也目とハあるの事〳〵何の為ふ
いのめを付るやと云〇是ハ火乃形也火ハ大陽也依て祝
トスル也或祝を榜の目の形也と云所れ共榜の目よハ似る
事なし又祝と印の目也毒の字榜と大榜〳〵し榜と云
し榜を金〇やきの形を付るハ日輪の市損也て魔利支
天乃市也て用ひらるす古人の和歌に花咲ハ陰り伝きるを云て花咲
花世の人ハ知らず〳〵保き程を云て花咲れ也

市損ハ清拂ノ市アリ市ハ市ハ日輪ノ市ニ限ルヘカラズ

一 ちゝ筒と云物ハ以卿束帯の紫帯ちゝ付ハ山伏する
山伏ちゝ〳〵し俗ちゝ筒紙表榜の為乃穴より所こそて
ちゝ筒の中(法華)を入て小伏を手れハ筒を通て山伏也
陰る也小伏の樋也ちゝ也ちゝ筒ぬきて筒ハ中て石ハい
卿山て洗ふる物也ちゝとハ山伏の事〳〵古今著聞集巻十六
(兵法者ロ)ちゝある宮〳〵の女房こゝ(ヒツカトちゝ)ろ法師をもちて夜毎
つゝ〳〵入をちゝある夜法師ちゝの事ちゝけきいゝ〳〵ふり
あるあるとも女房ふゝ〳〵けをでゝ毛小伏のちゝ〳〵ありる
物云也(女の和ニ小伏ちゝをもちてちゝ)
貝霊仮のゝ前ニ記ス又古今著聞集巻十一畫圖の部ニ云後堀

河院西ニ在テ内大臣北冷泉富小路亭ニ移シ
給タルニ天福元年の春の比院蔵門院の四方ハ
まきたる一方ハ高くさき女房達四五人中ニ
四方ハ先女院の西方負させ給て源氏絵十二ヲ
紙ハ中ニ為ニ絵紙ニ書ル歌書の中ニ
人々ニ書れ給ヒ侍ル屏風ハ
ウラハ院ニ門院ニ左方ハ
れ也縁ハ絵を賭物ニ出シ左方負れハ右方ハ
絵を出シ右方負れハ右方ハ絵を出すなり
一さうの事小力の柄墨の柄をかの勢ハ
をとる也をとる形 也 さうをふ右ハさうをふ右ハ
をとる事を異ニする間也右の物の形をふ云奥の巻
ハ仏ハ右の物也應仁記云花御覽寛正六年二月花頂若王子
大原野三月東山殿義尚の事
ナリノ結構ハ以百味百菓ツリ御前御相伴衆筋ナバ金ヲ
以テ展之御供衆筋ナバ沉ヲ以テ削之金ヲ以テ逆鱗ロヲ
カクル云ハ岡本紀ニ載ニ逆鱗ロヲ入ルトヽ云フ見タリ是ハ鞍橋ノ
爪先ニサカワニウチヲ入ルヲ云古画ニ其躰見エタリ
一羚羊皮ハ作ル事ハ也羚羊皮ハ褥ト云字ノ
ヲ云也拾遺和歌集雑ノ部下ニ云能宣車のかしを
こひつかハし作りをすこひて作りをれハ茂原

筋ハ箸也

滋野井公麗卿御
流儀銀箔押文則
平文也

仲文（ナカフミ）かをさして馬ふ人ありしがかとをもをしゆ（鳴絵羊）（書書恬）
ありふ爲ー　ふ一能宣（ヨシノブ）　ケリ　ふ人をしむる
ふ思ふ人をのるふ　右車はうめふ
ハ車ふ蒔舟爲ー絵羊皮の志ふ松をふ爲り
一漆塗（ウルシヌリ）乃軸（ジク）ふ第拾第爲の類の舟（ミキヒ）絵ふ羊矢（ヘイモ）ふ爲る古書
ふ人ふ爲ふ見ハ爲薄絵ふ射ふて爲ハ爲ふ薄絵ハ絵を
爲ふ志き上げふ志ふ爲平矢ハ爲ふせずふて弟の絵のごと
平ふ絵を書ふ爲ふ舟絵の平を爲ふ
一古乃桃灯（テウチン）ハ竜桃灯也蜻川氏ふ古竜桃灯ふ人ふ三好亭ふ
氏記ふ爲ふ人ふ人ふ見ル竜燈灯爲ー今の桃灯ハ近

代ふ人ふ出ふ爲也ふ云竜燈てふちんの景のまふ

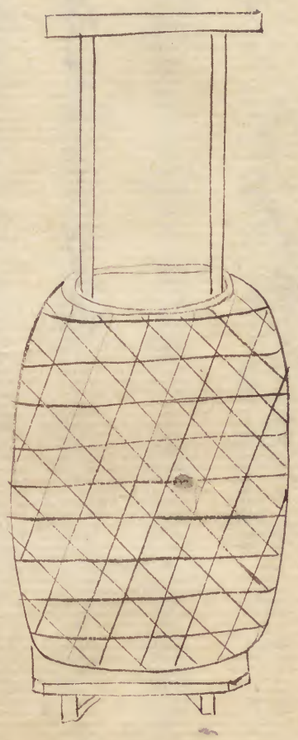

竹ふて竜燈絵
紙ふてふ爲
引ず

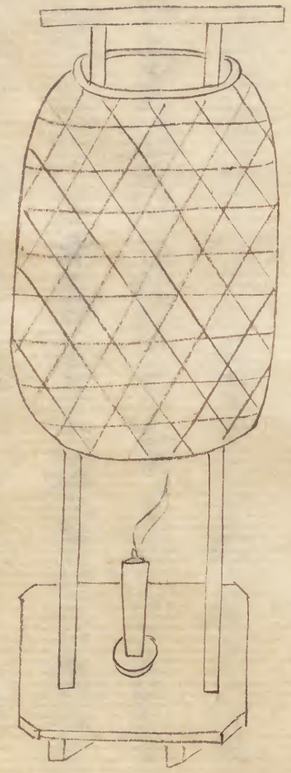

桃をふ爲ふ時
竜燈をふ人
ありふ

今ハ出雲乃澤ふて見物ふ爲也奥列信列ふの澤ふて
ふ爲ふて爲ふ人絵ふ爲ふ爲ふて爲ふ人ふ爲ふ

一佛龕其外器ニ等ヲ有ル物ヲ厨子ト云ハ厨子棚ト
無ヲ有ハ御ケレヲ厨子ト云也厨子棚ト云ル也
一掌燈ト云フハ古書見ヱス禁中ニテ第舎の内主殿寮の官
人所ニ此脂燭ヲ持所ヨリ小きわうろうのあるを持て
ヨリ脂燭ヲ受ケて持参ル殿内ヲ殿の灯ヲ持てる殿内
ヲ云ヲ宿ヲ云ヲ手燭ヲ殿内ヲ脂燭ト云ヲ持
て殿ヲ殿ヲ出ル燈ヲ云掌ハ手ヲコロトヨム手ヲ
の脂燭ヲ也入ル殿ヲ出ル中ヲ代ル
ヲ云ヲ也イロヒテモ持テ庭ヲ居ル
二ハ掌燈ト云ナリ
一蠟燭ノ事源頼ノ和名抄ニ燈火部ニ曰蠟燭唐式ニ云ル少府監
康富記享徳三年八月三日八朔ニ返納ス条内室ニ蠟燭五十挺杉原十帖飯尾肥列杉原十帖又蠟燭十挺ヲ

ラフソクモ上古ヨリ
有モノナレ共田舎也
油ヲ本トス殿上
ニハ油ヲ用ヲル也

柳箱ノ器前ニ在
管モ箱モ同リハ
ニテリ

毎年供蠟燭七十挺ト見タリ頃ハ延喜天暦比ノ人也職員令主殿寮ノ令ニ
云頭一人掌供御輿輦蓋笠繖扇帷帳湯沐洒掃殿庭
及燈燭松柴燎〇義解ニ云謂油火為燈蠟火為燭也云ヘ
リ今ハ大宝年中ノ令ヲ養老年中ニ改ラレタル令也蠟火為
燭ト云ハラフソク也所ノ蠟燭ハ今ハ和名抄ノ
ヲ以ノ書ヲ写ラフソクニ上古ヨリ有ルモノ也ナリ
一柳箱柳数柳ハ細キニ角ノ木ナリ重半法華経草書金剛院物ヲ醫師秦寿
安作也慶長六年作ミテ正親町院ヘ献上シタリ云柳管ヲハ硯筥冊或鞠冠或又追善の内
ヲ経巻ヲ写ル者也柳ヲ以テ造ル故の名也けたの木
の数ノ事重半の事ヲ家ニ伝ヘ有ル所ノ筥冊ヲ数ヘテ

上の件冷泉家ハ重ふこしらへ也三条院のお伽
草子ハ重ず有吉丞ハ半を用追善の所経ハそ
なへ居るふハ重を用ゐる也貞丈云半ハ陽数也故左車ハ用ゐ重ハ陰数也故公車に用ゐ三条院の伝を有

一 柳筥ヤナイバコトモヘヤナイバトモ云人あり
一 柳筥物居ハ作り物ハ多ハ張ものとする
一 婦人乃笠ハ市女笠と云物あり古画ハ多とゐ
古画よりくしハ婦人の笠ハ衣をつづき
てうつきの上ハ笠をうつる物を云
ぐきの角ハ笠ハ丸くて紙をくすくしく

一 雨皮乃車物具紫宸殿ハ車欄下ハ簾等ノ条下ニ雨皮ハ車面練薄青
深之美油裏白生絹近代面裏練之薄青深不美油為尋
常云し公卿以上僧綱用之張筵ハ殿上人以下凡僧用之 貞
丈云右雨皮ハ車ノ雨覆ノ油単也古書ニ参内ナドノ行列ニ雨
皮持トアルハ右ノ雨皮ヲ持ツ役人也又謡抄ニ云雨皮形箱ノ
雨皮ハ厚紙を四枚つぎて油を引也先達乃名所書ヲ付て山
野ニ張て宿ス也中ハ円ク小ス也形箱ハ経佛具
を入る箱也密函云也長サ三尺八寸横六寸深サ六寸也貞
八寸八十八畳を表ス六寸ハ六天を表ス又六寸ハ六波羅蜜を表ス
○貞丈云是ハ山伏ノ雨皮也惣テ雨皮ト云ハ雨深ノ用ゐノ油
単ノ車ナリ根本ハ毛皮を用タル故雨皮ト云歟

前ノユヌミノ条見合ヘシ

海人藻苅ニ雨具之事雨皮生絹ヲ深美ニ深用之輿車用但幡張筵車ニ用之者也

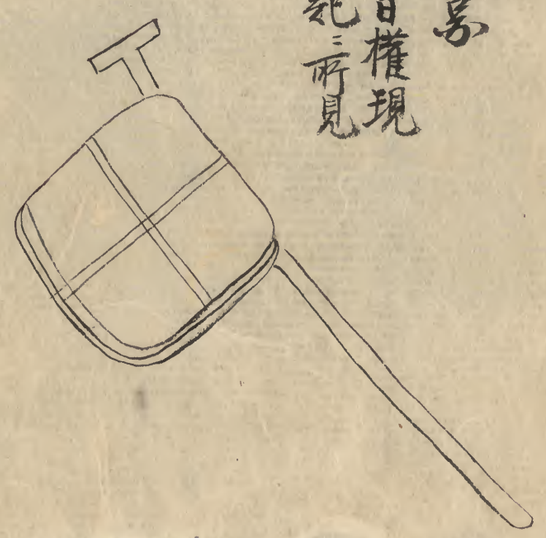

雨皮号
春日権現
験記ニ所見

家ノ級ハ保元平治ノ比ヨリ貴賤ノ上歌

一何の調度（道具のこと）にても無用なるべきものなり

用なるべきものなり

天皇ハ親王の死し給ふ時なれども天皇ハ無用なるべきものなり

きさきこそ

きさきこそ

一調度は家の定級なるべき古代は

花瓶あり手あり何にても定級なるべ

国もなくして和漢幕だるみなるべ後に素襖衣

服法の調度ふしなるべ調度は家の定級なるべ古御ならずみ風雅なるべし

一むかし燈籠の事是は軍中にて工事

を行ふ時を用ひ夜の間

なる本数を数のべ

火をとるすべ結ぶ九のべ

（工事トハ弓海のこと ハ非ズ まうこと行ふこと）

結燈籠寸法大方木の長サ或ハ

六寸五分ノ柱上ニテ四分半 下ニテ六分半又四分

足ノ開キ一尺八寸程ノ也三本ノ

柱ヲナヲリテ三方ヘつミハうセニル

柱ノ巾ヲツナグ麻縄ニテクリ太サ

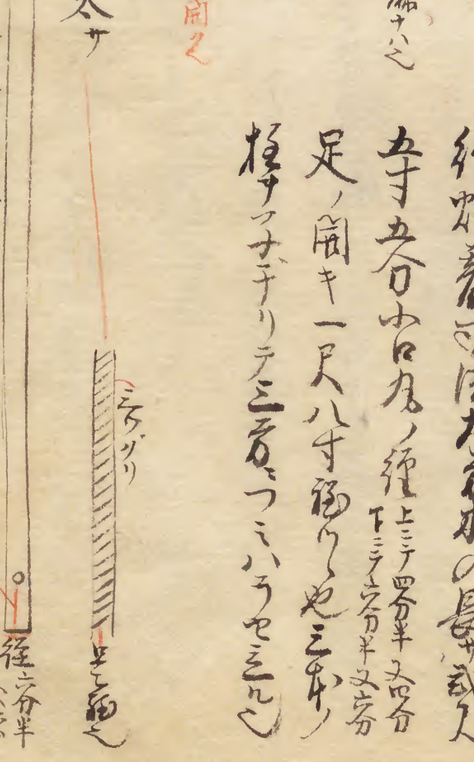

桶のる是ヨリ前
サ以ノ紋メニアリ

一桶刻乃事延喜式大神宮式内匠寮式等ニ麻笥ト書タリ上古ハ竹ノ編入
る桶ノ曲物を用ふるなり麻ヲ入て納る麻笥如
羽ニヲゴケトハ麻ヲ曲物ナリ 仁徳ノ御代水麻笥ト書あり麻糸紡る麻
笥ハ物用ふる間也職人歌合其頃寺叡長作明應年中ノ人也 乃絵 絵ハ土佐光信
檜物師ノ作ヲ画ける絵の詞書ノ中ノ侍の詞書ノ中ノ
ものとれいことに大なる桶のこえをあつらへんとて

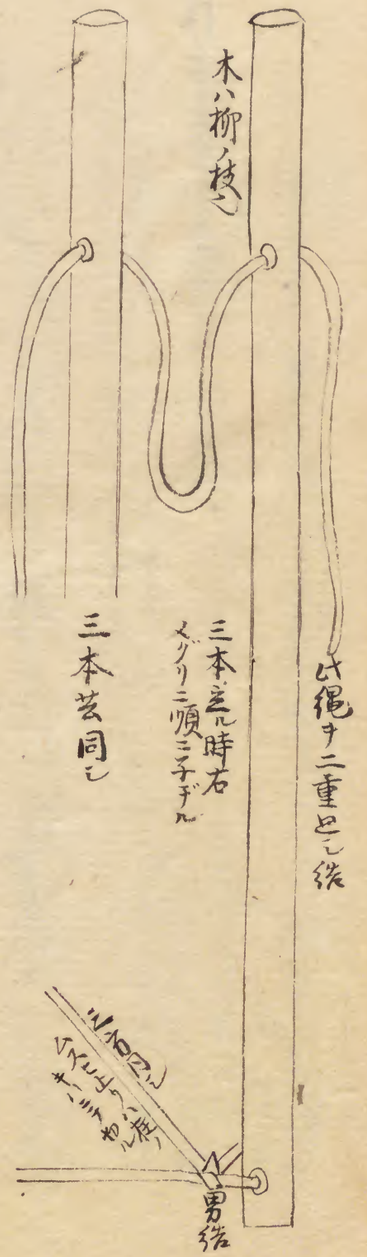

ハ縄ヲ二重ニシ絵

兵陽桶ノ作ヲ用ひる故歟〔同絵ノ酒造ノ絵画
ふハ桶ノ箍を入る桶を画ふ見ハ箍ノ
うさのえうそ〕

一柄杓乃事 参考記ニ柄杓乃事ハ元亀二年ノ記ナリ
伊勢常真記ニ云 歟ふえうそ
ハたの方ハ色ふでよ竹ノ色牛乃角也ふそ
〔柄立袋ハ牛ノ角ニテ作リ長サ二寸歟又ハ一寸五分ヲ二コシラヘ穴ヲアケテ皮ノ紐ヲ
又ナメル皮ニテ袋ヲ作ルトキモ一寸五分歟二寸ホトニテヨシ是モ穴ヲアケテ皮紐ヲトホシテトムルナリ〕
つまれハかゝのうちは也ふ
一散物事諸の器物ノ事ハ金物ノ散物と云る古書ノ
見ふる桃花薬葉一系兼良ノ記 乃車ハ箱廂車ハ事ノ散物ト
歟金
ハメツキヲサシタル金物ヲ云也ト見タリ メツキヲサシタルトハ銅ニ金ヲヤキ付メル也
一柄長瓢ヒサコ俗ニヒヤウタンヲ擔ハ字ヲ用ル水ヲ汲ム器ナリ 鎌倉年中行事ニ公方様ノ御
向ノ事中略二月日御力者柄長杓ヲ持中略長刀ハ左柄長瓢
薩戒記應永廿二年九月十日今日上皇御幸東山泉涌寺第中略以下此面六人着布衣一人持御柄杓在御右方杓黒漆蒔絵菊八重有金物付御手中略又ナ柄懸肩持也一人持御剣在御左方ニ

是ヨリ末ハ枝メウラニモアリ可見合

ハ右也杖ノ柄ヒル（蛭巻）一キナシテ柄口ノ金物（柄口）ニ下ナガ子ヲ打越後布一幅ニテ色ミ柄ヲ巻ハ其中ヲ長サ一尺二寸黒革ニテ縒切テサゲベシ是ハ笠ナド路次ニテ水ヲ飲ム時ニ水ヲ通サンガ為也越後布ハ今ノ越後ニテ麻也水ヲ通サン為ニハ布ヲ用ヒ水ヲ通ストハ水ヲコスル也麻ヲ云ル為ノ事ニ奥列後三年合戦ノ絵ニ義家朝臣凱陣ニ馬ノクチナヲ副テカ者ガ首ヲ頭巾ヲ着テ柄長ヒサツヲ持メル躰ヲ画ケリ

柄長ヒサツ

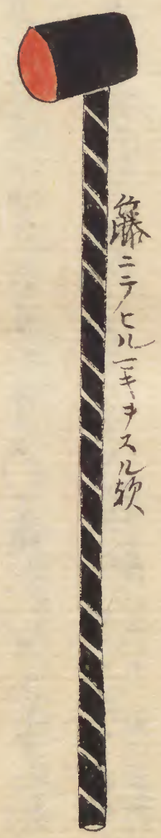

篠ニテヒル（蛭）ニキヲスル物

一蛭巻（ヒル）ハ長刀ノ柄鞭（ムチ）ノ如ク藤ヲ以テ

ヤハラカ細ク巻也蛭ト云虫ノ巻ケルヲ云ヒテ云

ヤハラカスヂクテ巻ケル也蛭ハ細キ虫ナリ

反細ク巻ケルヲ云ヒテ蛭巻ト云ハ根ノ輪ヲ入ル也

又反ヲ云ヒテ巻ケルヲ云ヒテ巻キ入ル也ヲ云ヒテ巻ケルし

也ハ樺ヲ巻ケルヲ云ヒ（皮ハギヲ巻ケル）横笛巻ノ如クアリ樺ヲ巻ケル

ヲ云ヒテ巻ケルヲ云ヒ（樺ヲ巻ケルハ皮ヲ巻ケルナリ）

一器物ノ飾ニ眼象（ゲンセウ）ト云物アリ三方四方ノ衡重（ヒラカサネ）

ヤ也ノ元ヲ眼象ト云ヒ（左ニ方ニアルヲ三方ト云ヒ四方ニ左ニアルヲ四方ト云）

ヲ外ニ行ヒテ宮ヲ飾ニアケ

ヲハ眼象也ソノ目ノ如ク眼象也

一器ノ飾ニ牙像（キバ）ト云物アリ机ノ如ク脚

ヤ也ノ如ク牙盡ノ

ヤ也ノ如ク牙像ト云脚ニ限ヲ行ヒ（周礼ノ考工記ニ牙象車ナリ）

一器物ノ飾ニ青漆（セイウルシ）ト云物アリ車ノ腰（ヒ）ヲ経机等ノ類（天子ノ所ヨリカリ）

紫式部日記ニ
木東殆ハ尾張
国木東トヲ所ヨ
リ出ルト岡本記ニ
見エ

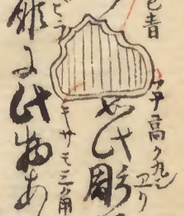

あり　彫て中を緑青ぬて塗　古樹中青瑣門あり
門扉ぬれ　ぬあり　ぬ　唐の天子中青瑣門あり也
博雅瑣連也前漢書元后傳注如淳曰門楣格再重如人衣
領再重裏者青名曰青瑣天子門制也師古曰青瑣者刻為
連瑣文而以青塗之也○韻會五尺物刻鏤謂結文加為連
瑣文者皆曰瑣非特門鏤　見文撰唐青瑣ハ中ノ刻ミノ文　此方ノアヤスギ○アジロナトノ形ト見エ

一
木塚殆　又ハ木東殆　文明日々記ニ云文明十三年六月三日陶方ノ
為ヒ[illegible]ニ[illegible]ル木塚殆ニ[illegible]ル今川大[illegible]
ニ云殆ハ腰皮ヲ[illegible]ル用也為時ハ木東殆ハ鼻ハ[illegible]ル木塚殆ト

大ノ時モ用ユルユヘ
物射殆ト云物射
トハ大追ノ射ル
ト云フニ今川大双
紙ニ物射ノ綱ト
云フアリ大ノ時
手綱ナリ

此カナイロニハク
ロヲ入テデウツヘ
ウヅスナルヘシテウ
ヅトハオハシロヲ入
ル物カナニテ小ク
作リミタラヒノ
ヤウニシタルヲナリ
ミハナシ則金塚ノ
フナリカヲハキト
スミテ云ナリ

打置トハ則打敷ノ
フニテタメナニ紙ヤト
ナオクトキナモニ
置ユヘ御タナ打置ト記ルセシナリ

馬上殆ト云ハ本名也
尾列木東ト云ヒ
北条又ハ記スル殆ヒ球ニ記シタル方ヲ用ユヘ
又庭訓往来云ル外打銚ヲ金色提等ニテ
塗家

云ハ馬上殆ト云ハ本名也
ぬ　地名ぬ　ぬ　ぬ　

くるばかり見えたるかたちかの色ちとかハきごとくかて
刀ちとかきたるもの又武統よ火よこのくるご
とくたるものをうくまたのしたもちくはりさまたこと
東山殿御記ニ茶碗ヤキ物ノ物ノうしすとうふ
て考まとうこをきく紙こうくまたごとくちるもの
こくをうくまたごとくちるもうちよりくるごとくをル
うくまたごとくちるもの

武茶人ノ後ニ茶事ニテ小キコトクシフタ
ヲキヲカクレカノフタ方キトヲ堂上ニテカ子
ヲ付タ一ツ間ナカクレガノ間トヲ其カクレガノ間ニテカ子ヲアメノメ給フコトク
ヲウウレタル物故フタ方キノフタカキノフタカキトヲ云
堂上方ニカクレカノ間トヲ一ナレト
何故カクレガト名付レヤ未詳

一うき板　元服の時用ル柳の板をうき板と云此板の上ニて
髪元服のせたるもの

柳ヲ用ル事ハ陽木ニテ邪ツヨキ物ナル物也

傾名物ニ多フミハコトアリ是ハ書物ヲ入ル箱ニ
文箱金物ウチクミ緒ヲ付ル也

うきたるものなり柳乃板をうき板と云此板の上ニて
髪元服のせたるもの

一ふ面の物ニ事貞順を記物ニ此物ニ御ものたに
てはり様ニ逆扇ハ十文字ニたてニ並へしとうた
うたの物ニハ廣うたの物

一文箱（フバコ）古し（ハ物なるし地ニして一面ニ蒔絵をしたる物也公方様ヨリ拝ひらしたるハ也思ハ
りしてうたれ上ニ草木はりのうたる一ハま
きたるよしなるへ常照墨草　伊勢守貞陸作ニ文箱乃

るしぢひたまきるものをハ可有斟酌事

忌を草本一ゆるしハ不審とあり

又ハまるまるハ他の出まてもよ尚しすす文明大永より以来ハ当分ハ不用されと
も以ある文条の名ハ又ある所あきあり

○文箱 文明大永比
いかゆへ書

一 氏第ろる貞孝書こ文書伝聚の笠のるゆ毛所ハ
笠ハのきをすこ一ためてこぶ紙ハあるずうるこ一ろ
ぶ紙ハ白一柄ハ木やのきし毛と忘れ一まろ一紙
ろあひくきさこ一ゆ一伝家の笠ハ紙を用ゆ
りて来をゆす常れハ人笠れちひさきあるとあり
此笠ハ馬とるてあきこきさすうさるり馬上ハ時も
人ぐきあり前の条しこ人合ゆ

ホリ二
巳改

又ワメレトハカリモ
云ナリ婚入条ニ
ワメレトアリ

一 つこしきとハつこしぐ紙ろ事ゆり渡器ト書ゆるる
ゆんぞう一つす第ニ云意ゆそつこしぎこ云ゆ刑
きこ一ハ一そ本ゆそこ一こ一たる物ゆそハゆ一永享
行幸記ニ云つこしぐ白こあり是根ゆそこ一こ一
をゆつこしぐ紙ゆる

ワタヽヽギ

一 鴨酱ろ事又方様ニ云成次第酱馬上酱
ノ事也をゆきせて
申事ゆすめさせ但鴨酱ゆ一ハゆすめさせ
親長卿記明應五年二月廿一日親王ニ云方様ニ云方前黄ニ云水干ニ云着禅ゆ合
この中ニ一あり鴨酱ニ云ハ鞠ゆどれ時ハ用ゆるゆあり
着鴨酱給
ゆ形ゆそこ一ら一皆ハ鼻先を有一作たるゆ
馬上酱ゆどのゆ鼻ろ先をつまゆず鴨酱ハそんを

堀川ろ首惟明親王ニ云ハ此ゆ一ハ鴨ゆ一ハ
鴨酱給

貞和天正記云ろも
ゆ先をそ有ろうそ
紀ハれき馬代所の
酱ゆ先ゆ有ろうそ
きしとあるきぞの
酱ハ馬上酱のゆ
ろり

国立公文書館
National Archives of Japan

右の図乃めくしたる也

鴨沓ノ図

一いつたる乃事繪師事ニて記ス事決神又ハいつたるとしてきし歳を亟とありいつたるとハ今世ノ火取乃事ニて決火取いつゝかゝ様にて拵へたる分ニて物也ニ作る而有ニ付いつたると云ハ追ニて易知也火取乃図有ニ記すこと〻

昔ノ火取ト云ハ火トリカウロ也

火取ノ図

火取ハ木ニテ作リ外ハ銀ニテ又クニキエアルベシ

一火取（ヒトリ）ゝゝの事飯尾筑前守ニ清成記ス清火取白ニて銀ニて作リたる火取ゝゝ有火取ゝゝ有ハ色ハ黒ひをしもる物ゝ或ハ色し物又ハ紫有ゝ色有ゝる時香をしもるゝ物也ゝ乃火取香炉ノ事ハ有あるたきて人前ニ出ス火取ニ香ゝ有ゝ〻ゝ入條〻〻見えゝゝ

句ナシムルトハ香ヲタキシムルゝアミヲ上ニカケクスルカウロゝ木ニテアミノ如クスカシヲ作リカウロゝカフセタルナリキニカウロハ別ナリ

一 おきうきとは原をたゝ物あり形今世に女房の具まする
じ毎に〻永物の形をうつ繍ふてこしらへ梅を蔭ふてそ〻
なる也清涼殿所出道具の法文に白おきうきうとをたゝ
物すり 一説に才キカキハ火カキニテ今云俗ニジウノリノコナリトスフ
京都ニテハヲキカキト云又今ノ俗ハヒナラレトスモノカ

一 ゑせごとは女せのごの暗淫をたゝ行まて絵を作り繍まて
法師ごとは宮殿あけをたゝ物あり史部の上（右の篇をたゝ
衣服の物をたゝ物也清涼殿日記に女せごと見へ
たり拾遺貞外巻上世首の内　定家卿の歌
内 うちよりふゝ女せこの 代 白 たゝ竜 下 この恠をたゝ春の物まつの 待
ちうとあり 春ノコロヤトハフセコ（雪ヲ焼去旬ノカウハヒキヲ春ノ気梅ノ花ニ旬
ニタトヘテヨメルナリ事物紀源舟車惟怪部唐東宮日事曰天子
納妃有衣薫竜竜篋是秦漢之制裁也ト見エ西土ニモアリ

うゑ紙ハ昂鐵也万葉集ニ真金フクトスフ
ヲアリカ子ハ鐵イ

一 ゑをたゝ事宣旨殿行幸記云常清涼所ゝ清涼殿ニ
清涼ゝ第清涼提一対清涼ゝ此ゝ
云ハ利をたゝ入るでうゝ
をたゝ云ゝ
げとは物をたゝ入る物をたゝ作りたゝ
たゝ物をたゝ物をたゝ
をたゝ一対をたゝ物を入たゝ
はゝん提一対ハ水カ手ニ云也 ナニヌ子ノ ラリルレロ でう
ゝ事をたゝ小ゝ作りたゝ
る物ゝ此提へたゝ金ハ則金ハ物ゝ事へ
ゝ物をたゝ入たゝ
ゝ提ひさげゝ物をたゝ作
ゝ物ゝ此提へたゝ金ヲ入ルモ云サウトスナリ 水ナトヲ入ルあるモ云サウトスナリ
ゝ物をたゝ入へたゝ
ゝ物ゝ

婚入之記ニハ云サウトハヒサケノコナリスフ

俗ニ小サキタライヒナ
ハ云サウトキ云ハア
ヤニリナリ

一 混布の物事 永享宣旨殿行幸記云清涼殿のたゝ

文亟中ニ混布の第芽長とあり此混布乃第何ゟ
用ゆる物ゝ也未考慥ニ遠ニ不易
一おんだりゝと云扇乃事也房如紙ニ云扇ハ中房也トアリテ
傍注ニおんだりゝと云とあり中房とハ扇乃中事ニ
乃ちまきすゝ六七分ヰ九ハ
ちまきすゝ六七分ヰ九ハ
ちまきすゝ六七分ヰ九ハ

一大桶乃事岐江入楚注云大桶ハ大面乃去ル物也そし大
桶ハ内を真鍮箔のゝ様ニ張申ハ桶の未紙ニてつた
るを宝とし成ハ木地又箔ハ[illegible]ゝ張を
書くゝ物也

一柄長扨ゝ手巾を分事蔵戒記應永廿二年九月十日
條御扨黒漆蒔絵菊八重有金物付御手巾付柄
懸宿持云ゝ柄長扨ゝハ巾を柄ゝ結付る事也蔭九年
合戦乃後ゝも柄長扨ゝ巾を分し御画ゝ

畠左乃ゝ

京極宮諸大夫尾崎大和守積與
説云芳遠所行幸時扨を扨ゝ長
事ゝ事ゝ事中ゝ扨事後ゝ扨ゝ
扨ゝ巾分ゝ扨ゝ(きりこと
ゝ事竟ゝ巾ゝ水ゝ用ひゝ也)

是ヨリ云ヒ始メノ
ウラヒトリ可ク合

一中ひろうゝ扇事傳ゝ安ゝ大和ノ人ノ宗忠奥ゝ本云扇乃事中ゝ
ろうゝハ大名ハ白指ハ事(ひろうゝハ白指ハ事ハ平ハ忠
川免ゝ)ゝ扇ハ事ハ奉ゝ元童形出仕ゝ御扇ハ初ゝ事

中廣ヶ様ニ外ヶ様ニ
ヶ様ハ前ノ車廣ヶ様
ヶ様ハ後ノ車廣ヶ様
ヶ様ハ中廣ヶ様
ヶ様ハ上ノヒラサキ廣ヶ様
ヶ様ハ別ハアレド大抵中
廣ハ三ツメ折ノ如ク
ニテ斤骨ニテ中
ヨリ上ノ脇ヶトヒ
ラキアルヲ云

めのとの子ヶ子ニ云
桐のきりにハ四ツのえ
こと[illegible]かり四ツ
しの笠ヶ[illegible]
ヨリかり三品アル
(ヒメイト草紙ニヨ
リかりト書ケル
ハ脇足ナル(シ下
文ニアルハ笠ヶ
如クニテフタツ高クセシ物ナル(シ

中ヒラカリ

さてもこれ中うけもの石若地裏面金ぬてひきたてたる
物の屋しいろふしもろ繪半るうきこそ中もろ
りとハすもひろとも月先打ちるぬすもひろ
まりぬひきあるる(中廣ヶ家笠別アリ又家ノ用ヒラル八家ノ如ク古書家ノ
用シハ車廣ノ如クニテ先ノヒラキハ八九分モ在シ)
一寄無く車市発所日記云四寄無ぬこしらけそ脇
(係こそうそすぬ法こもちぬものこしらへて出すこ
をきあけよもあるうきて[illegible]ふこそうる島の羽ぬて
袖入て上ハ袖ぬてもるこ[illegible]
[illegible]

又婚(婚車)車云市ぬ山袖乃蔭ヶ唐高ヶ
ハ別ヶ又女房頭乗ヶ云[illegible]云ヶうる中ハ中ヶ[illegible]
蓋て上ハ変ヶ中ヶハ御ヶ[illegible]女房乃ヶうる
御ヶ[illegible]高サ八寸寄半人ぬせんこ[illegible]
ヶ[illegible]ヶ[illegible]ヶ[illegible]
ヶ二四あり
一こしらけ車市発所市道具記云市こしらけ[illegible]
ヶ又市発所日記云市寄無市こしらけ[illegible]
[illegible]
寄無[illegible]
高サ七八寸半ヨリ[illegible]四角[illegible]

前ニモアリテ見合

一螺鈿乃事　螺ハ青貝鈿ハ切金ナリ又青貝ニモ切金ナリ

螺鈿ニハ云ヘルナリ又書ニ見ヘタル螺鈿桐竹鳳凰厨子二脚云々

野宮家所藏ノ螺鈿劍ハキヽムノ文ナ金ト青貝ニテタカ（ナカ）ニスリタルナリ是本儀ノヲテニテ或俗ニハ金貝ナト云フ（云フ）ハ誤記云

寛弘八年八月廿日院所法華山紫檀地螺鈿香炉箱一合云々

蔭涼軒記云正長元年八月十七日条参安楽光院佛殿荘厳在世手皆相具云々

壺井義知流云螺鈿ハ本義金ト貝ニテアルヘシ元皆貝ハカリヲ用テ螺鈿ト云ヘルナリ

是等螺鈿乃名目

螺鈿劍　鞘物西三条紫宸殿物

螺鈿鞍　鞍物盛長記無名抄

螺鈿乃俗称

鈴又螺鈿云ヘ衣ノ細口ニテテニヲオレタル事栄花物語ニ見エタリ又赤紐ニテテヒラ押ス事モ傍ホニ見エタリ是等ハ青貝ヲ以テセシフナルヘシ

新野問答云定基僧侶ヲテ螺ハ貝ニ候鈿ハ金華僧ト字注侯貝ハ青貝候鈿ハ切金ハ彼云ヘ

金貝　太平記建武式目追加室町記

螺鈿ハ青貝ヘ切金也

雅亮卿記天福元ツヒカミノコヒサウシノハコニガウチリタテアリサウシアリコカウナガラキリズミノハコナリ云々

前ニモアリテ見合

一造紙箱或草子箱料紙等事　料紙等ノ後ニ菓子物ノ後ニハ料紙等ヲ書ル明月記云寛喜三年正月十九日後聞行幸被儲置物以錦造厨子以紫深物造手箱錦ニテ厨子内ハリ紫深物ニテ手箱内ハリメルヲ云二合置之云ヘ御菓子箱合物具蒔絵御硯箱置之云ヘ

一硯箱又硯蓋乃事　古ヘハ硯箱ヲ入テ人ニ贈ル又

物をこえて人の家にいたりしてもとうの美四のこと用ゐる
ものをこの今の世中も視蓋とそつくりかわりてのこの強まるあり
屋に蜻蛉日記上に今はとて出る日ばかりてうんさうにひとく
うちはらうもあるべき物をと視なおよびもろひて入てうち更級記
云ゐしんの今帰とそきこうひかる易てこそやうたれいのうらうら
てうちこひて出るのもあるべしうちとてゆきしめてたきさし視のさ
入て出とせたりうち後拾遺集巻十五雑五度冷泉院の法時
上東門院より幸あるんとしかる紙をまりてのちうち
ア視の名のやうに横の杖をてなをしるひうるりて下
作ことをそとまとへりる露ゐく仕ゐる紙巻一云如斤寄沢寄嘉

保三年三月内裏に歌会初度に用ゐ視蓋盆野行幸
時用揚蓋ゐく大鑑巻五に此花山院風流者ことを抑まりられ
ゐ所調度ともるのけうちさことをえふこす待りれ宮の絵
入のうり所絵ゐれ所の名をよきいつよ蓮葉
山を長を長るく英今してまる世のしことかたうの名をの漆
つき所後のさ毎ゐ所を所ゐ所ゐのいとめてうしゐ
一漆箱、車俗ゐりうう乃入ゐ云後撰集巻十九雑別ゐきゐ
まりりる人ゐ藤の名ゐ所ゐる漆葉のうゐよきうけ
てつのゐし当　ゐるくちのゐりよ
名をつるうのゐきまりうけうをて名よ

世人所ノ

一 鏡裏模様ノ事 古ヘより伊勢集云鏡
乃うらにつるのうへにかめのうへにけてとうれい
ちとせをもあるようのうへんにはまむかりのうへをもとうの
乃利源信明集云鏡のうらにとうをもきうをもきうのきう
くわうこ けつまてのうられいをしのかくうらも面うをよ
乃うへんの乃面うへんきくへんのもの

一 金鞭ノ鉄乃事 走元故実云 引きこし大刀拔きき金鞭
をうりもちまうけて乗馬中 墨元八て初れたる時を
をとをつきて体ナルヘシ カナつテ杖ニツキテ体ナルヘシ 清輿こしきのうもる時の事

あり 御たち乃柄のもきをこしらへる柄のもふ
ふをもはたをもまた金をもいれるとも 長サ八八とノ上ホとニ当ウ又程ニヨレシテ
ハ柄ノサキニ木ヲモ角ヲモ又カナヲモ
柄ノ木又ハ竹をもいれるとかの竹をもこしらへ
柄ノ面ニ木をこしらへ柄をこしらへ
あるなり

内閣文庫

内閣文庫
国立公文書館

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan